

平成23年度一般会計予算特別委員会会議録

平成23年3月3日(木)

(開会)10:01

(閉会)17:34

委員長

ただいまから「平成23年度一般会計予算特別委員会」を開会いたします。「議案第9号平成23年度飯塚市一般会計予算」を議題といたします。第8款土木費及び第9款消防費、155ページから181ページまでの質疑を許します。161ページ、土木費、道路橋梁新設改良費、黒岩堤高線道路新設事業費について、兼本委員の質疑を許します。

兼本委員

161ページです。これはどの路線になるのでしょうか。

土木建設課長

200号バイパスを直方方面に向かいまして、上下水道局の配水地の交差点の50メートル程度直方寄りのところから下の県道鯉田、有井線へ下りる道路のことです。

兼本委員

予算が1億7000万円ということで、これにあるわけですけど、これは単年度での1億7000万ですか、どういうふうになっているのかその点いかがですか。

土木建設課長

1億7000万円につきましては来年度分でございますが、24年度も引き続き工事を行い2カ年計画で行う予定でございます。

兼本委員

そうしますと1億7000万円というのは全体の工事からいくと何%、50%台ということですか、どうなりますか。

土木建設課長

約70%でございます。

兼本委員

鯉田の工業団地の取り付け工事になるのではないかと考えています。代表質問でも申しましたようにですね、作る時にはいろいろありましたが、出来てしまったら1日も早く売らなきゃいかんわけですから、取り付け道路をつけた方がより付加価値があがるということであれば1日も早く工事をやって、早く売るようにせないかと思えます。確かですね、縄田部長の時代やったと思いますけど、この道路を事業着手するときには県の産炭地のお金がいくらかももらえるというような話が、確か委員会か何かで報告があったように記憶しておりますが、これは当然そういう形で申請はされるんですかね。

総合政策課長

質問者おっしゃいます件につきまして、かつて総務委員会の方で御報告をさせていただいております。23年度にこの事業に着手したあとに、産炭地域の活性化基金助成金の申請を行う予定にしております。

兼本委員

この産炭地域のお金は、おそらく今回が最後だと思うんですね。いま話を聞きますと来年と再来年にまたがる工事とのことですけど、もらう金額については工事はたしか完了までが条件ではなかったかと思いますがその点はどうですかね。

総合政策課長

事業が完了した後に交付していただけるというふうになっております。

兼本委員

そうしますと、事業が完了ということは来年度は70%、再来年30%ということになると、

いつの時期で申請するわけですか、これは確かに期限があるんでしょ。振興基金はいつまでだったか記憶にありませんが、どうなっているんですか。

総合政策課長

助成金は23年度で完了ということになっております。それでこの事業につきましては工区を2工区位に分けて、その工区23年度の分が終われば、それで申請をするというふうに考えております。

兼本委員

これ産炭地振興基金を有効に利用しようということで、たしか金額も総務委員会では言っていましたね、ここでは言いませんけど、いずれにしても工業団地が1日も早く売れて、売れた金で借金返しもよし、また昨日から公共福祉で何をどれに当てたらいいとか同僚議員からも出ていましたので、とにかく1日も早売れるということに努力してもらわないかと思いますが、どんなふうですか見込みは、今度は名古屋からかえってくるわけですから私たちはどことどことちゃんと営業をしていますよということをやっぱり1回くらいどうですか、今日言ってみませんか。

企業誘致推進室主幹

御心配をいただきまして有難うございます。昨年来から議会等々でも現地を視察にこられた企業さんが複数あるという答弁を申し上げておりました。現在その企業さんと交渉を行っているところでございますが、何しろ交渉でございますので、最終的なご判断をいただくまではあまりオープンにできない状況というのはすでにご理解いただいている状況だと思っております。ぜひ1日も早く皆さん方にお知らせをできるように今後も頑張ってもらいたいと思っております。

兼本委員

総事業費がどのくらいで大体この国の交付金が5.5ということですのでですね、大体総事業費が1億7千万円で一般財源から繰出金がどれくらいになるのか概算でも結構ですのでわかればお知らせください。

土木建設課長

現在のところは国の補助事業は55%の補助率でございます。それでいきますと金額が9300万円が補助金と、残りの45%7700万円が今のところ一般財源という形になっております。その中で活性化基金等の利用を申請していきたいというふうに考えておるところでございます。

兼本委員

産炭地のやつが出れば大体3千万くらいでできる事業だと思います。これは用地買収とかも入っているんですか。全体計画の中でそういうものもすべて入った金額ですか。

総合政策課長

用地につきましては、三菱マテリアルとの交換ということで、いまお願いして協議を行っているところでございます。

兼本委員

とにかく早く道路も完成して1日も早く売れるように頑張ってもらって、1日も早く売って、そして言われるように雇用の場の確保と、それから当然それによる税収の確保というのもありますのでよろしく願いしておきます。

委員長

次に、排水機場外関連予算について、川上委員の質疑を許します。

川上委員

163ページの土木費、河川維持費、排水機場ほか関連予算についてお尋ねします。委託料の計算単価を増額したのか、お尋ねをしたいと思います。

土木管理課長

委託料の増額はしておりません。

川上委員

国の委託料の単価は増えていませんか。

土木管理課長

前年並みの単価で国からの話を聞いております。

川上委員

前年度並みというのはどういうことですか。同じ単価で来てるんですか。

土木管理課長

昨年と同じ単価で来ております。

川上委員

過去の決算特別委員会で委託料を上げてもらいたいという意見が出ておりましたけど、それについてはどういう取り扱いをしましたか。

土木管理課長

委託料の単価につきましては、施設管理的なものになりますので、そのところ国との話をぴしっとしてやって来た金額では受けております。あと増額の分につきましては実務手当といえますか、そこんこの出勤回数の関係で過去いわれた経緯があると思っております。

川上委員

同様の要請をですね、委託業者から受けたことがありますか。

土木管理課長

そういうことはございません。

川上委員

提出資料の66ページに関係資料を出していただいているわけですね。昨年というか平成22年度ですね、幸袋機工と岡部工事が1か所を除いて分けているわけですね。この間大きな水害もあったんですけれども、この委託を受けている業者は仕事は増えるけれども、委託料は変わらないということで悩んでいるという決算特別委員会でも指摘なんですね。あなた方はそれをどういうふうにとめてありますか。

土木管理課長

業者からそのようなことは、直接私のほうは聞いておりませんので、どのように考えているかというのは、ちょっとご返答ができないような感じなんですけど。

川上委員

決算特別委員会で委員から指摘があったわけでしょう。私も傍聴していましたがあれは要望ですね。それは聞いたけど。国にももちろん話をしていないし、業者からの話も聞いていないということでしょう。なぜ決算特別委員会で指摘があったにもかかわらず、何も対応しないのか。したがって今度の予算計上になってるんだけど、なぜ何も対応しなかったのか、お尋ねをしたいと思います。

土木管理課長

単価につきましては積算基準というのがありますので、その分に準じたような形でやってきてますので、増額などはなかったと思います。

川上委員

単に聞く耳を持たないということではないと思うんですね。それで私は過去、議会の場でこの委託については話し合いが行われているのではないかという疑念があるということ、なぜそう疑念を持つのかということも事細かに、落札率の数字だとかをあげて指摘したことがあるけれども、あなた方はそれを認められなかったんです。それでこの委託料を増やしてもらいたいという、増やしてはどうかという意見と、話し合いをやっているのではないかという疑念と

の関係、これを考慮して国にはものを言わなかったと、業者からも話を聞かなかったということではないのですか。

土木管理課長

入札につきましては適正にされておるといふことで考えております。

川上委員

平成23年度また大雨が来るといふ思います。それでこの排水機場を操作する業者の入札はいつしますか。

土木管理課長

3月末といふことで聞いております。

川上委員

緊張感を持って委託については考えてもらいたい。私はもともと民間に委託しなくても市が国から委託を受けてるわけですから、市が直接管理してもいいと思ふんです。それをあえてあなた方が民間の業者をお願いするといふことであれば、緊張感を持った仕事をする必要があるといふふうに思ふます。この質問はこれで終わります。続けて165ページの土木費、都市計画総務費、新規事業についてといふふうに書いております。まず新規事業のうち都市計画基礎調査があげられております。委託料が出ております。この目的をお尋ねします。

都市計画課長

この都市計画基礎調査は都市計画法第6条の規定に基づき5年ごとに実施するものです。本調査は5年ごとに継続して調査することにより、短年度のデータだけではなく蓄積されたデータによって都市の姿、将来予測など土地利用の課題、情報を把握するために必要とされております。データの活用につきましては本市が決定する用途地域、それから都市施設の整備など、あらゆる都市計画を定めていく上で重要な根拠資料となるなど、国県との検討、計画決定などの手続きなどで必要となることから、この都市計画基礎調査委託を実施するものです。なお前回調査も5年前、合併直後の平成18年度に実施し、昨年4月に策定した都市計画マスタープランをはじめとするさまざまな都市計画に関する事業に活用しております。

川上委員

それでは対象となるエリアはどこなのか。それからあわせて聞きます。主な調査項目はどういった点になるのか、その2つお尋ねします。

都市計画課長

対象区域は都市計画で定めている都市計画区域内です。飯塚市では13,507ヘクタールございます。それと基礎調査はどういうものを調査するかといふことですが、いろいろございますけど、まず人口総数および増加数、人口の将来見通し、市街地区別人口、流入流出別人口、産業、それから土地利用及び土地利用条件、建物の調査とかいろいろございますけど、全部言えませんが、交通に対しては使用駅の乗降人数といふものを調べております。

川上委員

それではもう一つの新規事業、都市計画道路交差点解析業務の目的についてお尋ねします。

都市計画課長

都市計画では、現在、都市計画道路の見直しを都市計画決定後20年ほど整備が行われていない都市計画道路について、昨年度より福岡県都市計画道路検証方針に基づき、都市計画道路の見直し候補路線の策定を行っています。この中で平成23年度には、見直し候補路線について都市計画決定の手続きを行います。その手続きについては交差点解析及び交差点計画の図書の作成が必要であるため都市計画道路交差点解析業務委託を行うものです。

川上委員

交差点が調査対象なんですね。どのくらいが対象で、主な点を紹介してください。

都市計画課長

現在6路線を見直し箇所として検討しております。その中で大きな交差点は今のところ6カ所程度が考えられております。

川上委員

また別な機会でもと思いますけど、その6カ所の名前を挙げてください。

都市計画課長

見直し候補路線6カ所を検討しておりますけども、片島天道線、西町から上がってきて勝盛公園入っていく道がございます。もち吉があったところの交差点、三叉路がございます。あれから201号に抜ける道がございます。この見直しをいま考えています。手前のもち吉があったところの三叉路の交通解析というのが1つあがっています。それと菰田幸袋線になります。九工大まで上がっていく道になります。朝鮮学校の下のほうに出てくる道でございますけれども、高架になりまして金額的に上がるということで、この路線を現況の道に変更しなおすということで、この箇所の出てきたところになりますけれども、パナソニックの前ですね、この三叉路とか朝鮮学校の下の方の三叉路、この交差点の解析というのが出てきてます。それから柏木町幸袋線、これが東高校がございますけども、200号バイパスの下から川島橋までの区間ですけども、これは県道が現道としてありますので、すぐ横を通って河川に直角になってくるような道になっています。この見直しも考えております。この交差点も検討箇所の1つになっております。それと菰田鶴三緒線、211号になりますけれども、菰田小学校前から町の中を突き抜けて、穂波川に出てくる道になります。これも線路を高架でまたごすということで金額的はかなりあがる路線でありまして、国道211号ができてなかったときの計画でございまして、この分はいま国道211号ができてますんで廃止するというので、菰田小学校前のところの交差点の解析というのがございます。以上で6カ所になるかと思えます。

川上委員

県の委託ということもあるんですけど、平成23年度でやらなければならない業務というのは、要するに急ぐ業務かということをお尋ねしたいと思えます。

都市計画課長

これは法手続きに対して必要な図書とか書類でございますので、必ず書類上で必要ということになります。今年度中に必要だということになります。

川上委員

分かりました。次に165ページ、土木費、都市計画総務費の中心市街地活性化基本計画策定事業費についてお尋ねします。旅費が75万6千円ということになっています。国と会って協議する時期、内容について伺います。

中心市街地活性化推進室主幹

まず協議の時期でございますが、いま基本計画の素案を6月までに作成するというので検討を重ねておりますが、この素案が策定でき次第、まず打ち合わせを行いたいというふうに思っております。その後協議の進捗状況等を見ながら、国への事前協議をさせていただきまして、1月に申請に上京したいというふうに考えております。内容は中心市街地活性化基本計画の内容、また目標設定、数値設定、そういった細かな内容の事前相談をお願いしたいというふうに思っております。

川上委員

旅費は75万6千円もかかりますか。

中心市街地活性化推進室主幹

現在4回程度の上京の予定で予算をお願いしております。

川上委員

国と会うということなんだけど、国がどういう役割を果たすのでしょうか、この基本計画策定との関係で、そこをお尋ねします。

中心市街地活性化推進室主幹

中心市街地活性化、コンパクトなまちづくりのために集中的に補助を行うというふうな形で方針も決定しておりますので、そういう意味で国等から集中的な支援をいただけるという形になっております。

川上委員

次に167ページ、土木費、街路事業費、鯉田・中線道路改良工事負担金についてお尋ねします。進捗状況を平成23年度予算分を含めてどうかというふうにお尋ねしたいと思います。

国県道対策室主幹

鯉田・中線の工事の進捗率でございますが、事業費ベースで言いますと平成23年度予算を受けますと、予定が66.13%で予定をいたしております。

川上委員

完成時期は明確になりましたか。

国県道対策室主幹

工程的には県と協議を重ねまして、平成27年内平成28年3月の完成を目指してがんばっているところでございます。

川上委員

この道が完成すると、鯉田工業団地とトヨタまで大型トラックはどれぐらいの時間で行けるようになりますか。だから28年の4月以降。

国県道対策室主幹

本路線の県道飯塚・福間線は飯塚市分のみ完了いたしておりますけれども、まだ宮若市の方が完了いたしておりませんので直接その路線を通るということになると、40分から50分ではなかろうかというふうに考えております。実際大型車に乗って測ったことがありませんので、今度乗用車で確認してみたいと考えております。

川上委員

乗用車で確認したらだめですよ。大型車で、重量の大きな。それで千石とか宮若の方面は言われるとおりの状況なので、この道が完成しても現在と状況は変わらないということなんです。それで、その中で新年度の市の負担金約1億3000万に見合う市内業者の下請け参入を県に求める必要があると思うんだけど、それについてはどのように考えておられますか。

国県道対策室主幹

市内業者のことでございますけれども、市内業者の要望につきましては、昨年鯉田・中線の工事工程会議におきまして口頭ではございますけど、業者育成のため工事発注に関して市内業者の指名をお願いしております。また、下請けでございますけど、落札工事の市内業者下請けにつきましては、元請け業者と下請け業者間の事項であり、飯塚土木事務所を下請け願書が出されたことにより、内容を審査して決められるということでもありますので、直接私どもの方からお願いするというのはちょっとというふうに考えています。

川上委員

私が今お尋ねしたのは、23年度にどういうことをするかということをお尋ねしたんです。過去のことは後で聞きます。

国県道対策室主幹

今年の予算計上の工事の内容でございましょうか。市内業者の下請けのことでございますけど、飯塚県道整備事務所の業務範囲が飯塚市、嘉麻市、それから桂川町にわたっている関係で仕様書の中で下請業者については県内業者とするということに記載しているということでもありますので、なかなか市内業者に限定するというようなことは難しいと思います。

川上委員

いや、そうになっているから飯塚市としてはね、飯塚市の業者を下請けに参入できるように配

慮願したいということをはどうかということなんです。だから、現状はそうだから、ああそうですかと言っているから、こういうふうに市内の業者は苦しんでいるわけでしょう。市内の業者が直接県道事務所に行ってもいいんですよ。集まってね。しかし、何のために役所があるんかと。しかも役所は1億3000万円も新年度だけでも出そうとしているわけでしょう。言って当然じゃないかと思うんですよ。だから聞いているんです。どうですか。部長の方で答弁ができますか。

都市建設部長

今の元請下請につきましてもですね、会議の中で飯塚市内の業者を使ってほしいという要望は逐次やっております。そういった中で、23年度もこういった県の事業に対しても、国の事業に対しても飯塚市の業者を使ってくれというような要望を強く言いながら、述べながら今後また国県に検討していただきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

川上委員

それで予算の審議ですけども、昨年も口頭で申し入れをされているということなんですけども、実績について調査をされたことがありますか。県の事務所に聞くなりあるいは業者さんに聞くなりして、実績はどうですか、変わりましたか。

国県道対策室主幹

下請業者に関しましては、調査をいたしておりません。

川上委員

口頭で申し出はしたけども、実際にその申し出が効果があったかどうかについては調べもしないと、これはあんまりじゃないですか。何のためにも申し出たかを考えればね、結果がどうだったかを把握しないといけないでしょう。現実に苦しんでいる業者がたくさんいるわけだから。提案ですが、口頭ではなく文書で申し出て、これについては適宜県道事務所は回答いただけませんか、状況を把握して、そういうふうには言えませんか。

国県道対策室主幹

質問者のご質問のとおり、検討させていただきたいと思います。

川上委員

これは検討することじゃないと思うんですよ。申し出をするということですから、文書で。やるというふうに答弁ができませんか。

都市建設部長

今申される元請けについては調査をしておりますが、下請けについては調査をしていない。その中で、いろいろな申し出をしております。その申し出の中で、国県道対策室としては、現状は下請けについては把握していないと、しかしながら県の方で管理課、これは嘉飯山地域の県の事務所でございます、その中で口頭では申し出をしておりますけど、今後につきましてもですね、口頭で申し出をしながら、また機会があれば文書でもお願いをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

川上委員

機会はこちらが行けばいいわけですからね。歩いて1分ですから。ぜひそのように要望もするし、結果についてどうかということも出してもらうようにしてもらいたいと思います。その一方でですね、関連して言いますけど、この工事に違法採取の疑いのある土砂が持ち込まれるということがあってはいけないと私は思うんですよ。過去に明星寺調整池の工事においてはですね、この違法採取の疑いのある土砂が明星寺北谷から持ち込まれている。これについて、飯塚県道整備事務所は何ら問題にしていないですね。こういう事を許しておたらどうということになるかという、公共工事はまともになれるのかということがあられるでしょう。それから同時に環境の保全、自然環境、それから生活環境の保全と災害防止という点からいってもね、深刻なことになりかねない。ですから、この違法採取の土砂の持ち込みについては、市内の業者の

中に入れないよと、市内業者を下請け使ってくれということにはならないよということをはっきりしておく必要があると思います。次にですね、167ページの土木費、流域下水道費、明星寺川流域下水道負担金についてお尋ねをします。改めてなんですが、事業の目的と概要がどういうものであったかお尋ねをします。

都市計画課長

明星寺川流域下水道事業は、平成15年7月19日の集中豪雨によりかってない浸水被害を受けた、旧飯塚市及び旧穂波町の明星寺川流域110ヘクタールにおける浸水対策を行うため、平成17年度から雨水流域下水道事業として福岡県にて事業を実施しています。飯塚市としては、下水道法第31条第1項の規定及び平成17年9月29日に福岡県と締結した覚書に基づいて補助対象事業費について上下水道の企業債から事業費の4分の1と県単費については県単費の2分の1の金額を負担して、支払いを行っております。

川上委員

平成23年度6億5500万円の予算ですが、どういうことをするんですか。

都市計画課長

貯水量8万トンの調整池をつくっております。

川上委員

今年というか、平成23年度はどういう工事がありますか。

都市計画課長

うちのそこに出ている1250万円の分ですけども、場内の補助にのりな場内フェンス設置工事、管理用通路の舗装工事を上げております。

川上委員

それでまた全体の額に戻るんだけど、それもいま言われました1250万円も含めて、どのくらいの土砂が必要になると思いますか。

都市計画課長

土砂と言いましても削るほうでございますので、管理道路には土砂がいるとは思いますが、工事自体は掘削のほうが多いと思います。

川上委員

どちらが多いとかいうことじゃなくって、持ち込む土砂がどのくらいあるか想像がつかないですか。

都市計画課長

ちょっと把握しておりません。

川上委員

先ほど鯉田中線のところで言いましたけど、個々の工事に違法採取の疑いのある土砂が持ち込まれておることは、あなた方は百も承知でしょう。新年度の工事で再びそういう疑いのある土砂が持ち込まれたということじゃいかんと思うんですよ。ですから、お金を出すわけですからルール違反のものが持ち込まれることがないように県土事務所きちんと言っておく必要があると思うんだけど、どう思われますか。

都市計画課長

県土整備事務所の課長のほうからその話は一回お聞きしました。それで、今年分ですね、工事の内容についてちょっと把握してないところがございまして、打ち合わせを行ってその話をしたいと思っております。

川上委員

この問題を昨年9月から10月にかけて明星寺北谷の土砂を持ち込んでいる事実を県の森林保全課が確認したんです。そして、福岡県の飯塚県土整備事務所に通知したわけです。しかし、その後同じ行為が続けられていったんですね。それを把握していると思うので、知っていない

ところがあれば、飯塚市が仮にもこういう違法行為の疑いのあることに容認したとか、見逃したとか言われることがないようにきちんとする必要があると思います。

次に、171ページ、土木費、下水道費、浸水対策事業費についてお尋ねします。説明資料によると各所調査測量設計委託料を7つ挙げてあるんですが、スケジュールが、一つ一つという意味ではないんですが、委託がいつ頃あがって、工事発注をいつ頃考えておるのか全体的なことをお尋ねしたいと思います。

土木建設課長

この7カ所の委託につきましては床上浸水被害を解消するという目的から、早急に工事に着手しなければならないということからして、4月の早い時期に発注を行い、大体半年から8カ月ぐらいの委託期間と。それから工事に入っていくわけですが、来年度予算の確保ができれば早期に着手していきたいと考えております。そこで間に合わなければ平成24年度予算から発注ということになると思います。いつ工事が終わるのかということにつきましては、その委託の中で実施設計、また用地買収、そういった諸々が出てきますので、まだ現段階では、把握はしておらないところでございます。

川上委員

委託して調査・測量・設計が終わったとしても予算の都合上、早くても平成24年度予算計上ということですか。

土木建設課長

ものによれば早くできるもの、例えば用地買収の必要のないもの等々におきましては、平成23年度の補正等も考えておるところでございます。

川上委員

私は通常5月の中下旬から9月、10月ごろまでは、いつどういう雨が降るかわからない。特に7月の中下旬というのは、この間の経験では非常に危険な時期と思うんですね。それで委託業務が上がるのが少し時間がかかるのかもしれないけれども、先ほど課長が答弁ありましたように、スピーディーに補正を組んででも入る必要があるというように思います。それからこの説明資料の中で調整池洪水吐改良工事があります。これはどこのことですか。

土木建設課長

鯉田工業団地の調整池のことでございます。

川上委員

つくったばかりなのに改良工事が必要と。いくらぐらいかかりそうですか。

土木建設課長

約500万円程度を考えております。

川上委員

これは昨年の本会議で一般質問がされた際に少し答弁もあってたと思うんですが、どうしてこういう工事が必要なのかお尋ねします。

土木建設課長

工業団地調整池設計は平成19年度に行っております。その中でも基準以上の調整池をつくったわけですが、近年の21年、22年の雨の状況等を考えまして、下流水路断面に余裕があるときに調整池を少しでも容量を確保したいということで、下のほうにゲート等をつけまして、流出させるということで考えておるところでございます。

川上委員

そうすると一言で言えば天気のせいだと。設計そのものは間違っていないことを言われているんですか。雨の降り方が想定と違うので、こういうことを始めるんだと、こういう工事をするんだということですか。

土木建設課長

雨の降り方の状況等を見た中で流出抑制のためのオリフィスという穴があるんですが、その部分によって調整池というのは極力水が出ないような形にしております。そういうことからして、小さい雨量が長く続けば、調整池がたまっていくということもありますので、そういうことが特に昨年は見受けられましたので、そういうことの中で流出をさせようということ考えておるところでございますので、当初からいままでの答弁でも申しておりますが、設計そのものが調整池の基準に基づいてそれ以上のものを作ってきたわけでございます。

川上委員

私が心配しているのは、そもそもこういう雨が降るでしょう、そうすると裸地ですから、これぐらいの水が、降った雨がほとんど流れてくるでしょう。その場合でも大丈夫ですよという調整池をつくったはずなんですね。そのように答弁されていまして。ところが現実には工事が必要だと。それはそういうような想定に基づいて設計したのに、工事が悪かったのか、工事が悪かったんだっただらある意味では安心じゃないですか、やり直せばいいわけだから。ところが設計の考え方そのものが間違っていると。あるいは不十分だったということになると、この程度の手直しで大丈夫なのかということになりますでしょう。だから根本にかかわることなんですね。それで雨のせいなのかと聞いたんです。雨のせいだということになると、根本的にこの工業団地の防災対策は考え直さないといけないということになると思うんですね。雨のせいなんですか、それとも工事が悪かったんですか。

土木建設課長

工事のせいというのはないというふうに考えているところでございます。それで雨の降り方というのは千差万別といいますか、そういうものでも少しでも対応したいということで今回予算を計上をさせてもらっているところでございます。

川上委員

私は防災のために必要な予算は500万円でも1千万円でも必要と思います。しかし、じゃあそれで安心というわけにはいかないの、じゃあ何が根本的な問題なのかということも考えとかないといけません。この続きは午後から総括のほうでしたいと思います。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:58

再 開 11:10

委員会を再開いたします。

市営住宅維持修繕費について、川上委員の質疑を許します。

川上委員

172ページから173ページにかけて土木費、住宅管理費、市営住宅維持修繕費についてお尋ねをします。空き家を募集しようとする補修をしないといけないということなんですけどけれども、それにかかわる費用がいくらかお尋ねをいたします。

建築住宅課長

空き家募集にかかわります工事といたしましては、各所維持修繕工事で5673万5千円を計上しています。これは各支所を含みます空き家補修、それから入居中の家屋補修、漏水補修、フェンス、排水溝の補修を実施するための経費でございます。

川上委員

空き家募集のために手を入れるということがあるんだけど、それにかかる費用だとどれぐらいになりますか。

建築住宅課長

空き家補修の経費につきましては1戸当たりが17万5千円くらいかかっていると、平均して、それで130戸を予定しているわけでございます。平成22年度の実績といたしましては

2月末現在で1944万9150円くらいの支出をしています。

川上委員

従前は120くらいの募集を予定するということであったので、130というのは今までで最高ですか。

建築住宅課長

補修の予定としては前年度と同数ということで予定しています。

川上委員

公募倍率はなかなか一口で言いにくいと思いますけど、これによってですね、下がる見通しがありますか。

建築住宅課長

状況によりましてはその時の出る住宅の内容と言いますか、場所とか、それによってもかなり状況は変わってくるかと思いますが、数を出せばその分は幾分か下がってくるかというふうには判断しております。

川上委員

その関係の資料は、提出資料で7ページ、8ページにあるわけですね。9、10ページまであります。それで、空き家がたくさんあるのに、130しか募集する予定がない。募集する予定はもっと少ないんでしょうけど、その程度というのはどういう理由ですか。

建築住宅課長

空き家の募集につきましては、できるだけ新しい住宅とか、比較的新しい住宅とか需要の高い住宅、利便性のいい住宅とか、そういうものを積極的に補修して、公募しておりますが、利便性が悪くて建設年度が古い住宅とか、二階建ての住宅などは応募者も少ないと補修を行って公募しても応募もないような住宅もあります。限られた予算の中で費用対効果なども考慮のうえ補修しておるところでございますが、年4回の公募時期におけます公平な空き家募集ということを考えながら補修をしておりますので、できるだけ一つでも多く補修をして空き家をなくしていきたいというふうに思っております。

川上委員

空き家であっても規定によって公募しないというのはどれくらいありますか。規定ごとに紹介してください。

建築住宅課長

その内訳といたしましては建てかえ計画があり公募停止をしている住宅につきましては167戸、補修を行い次回以降公募する予定のないものが137戸、その中には2月公募中分の36戸も含まれますが離職者向けの7戸も含まれています。補修が困難な住宅、補修に多額の費用がかかる住宅などが62戸となっています。

川上委員

合併前まで地域改善対策向け特定目的住宅いわゆる旧同和住宅ですね、それが合併前まであったんだけど、合併と同時にそういう位置づけの住宅はなくなってますね。それで、本来条例がそうなってるわけですから、旧同和向け住宅と言っている住宅についても一般公募しないといけないんですね。これが法律の定めなんですね。しかし、あなた方はその法律の通りにやってこなかったんですね。それで、11ページに資料がありますけど、平成23年1月末現在で右の下のほうの資料に管理戸数は342とあります。このうち、現在空き家となっている住宅はどれくらいありますか。

建築住宅課長

一般住宅と同じように募集できないものもすべて含めましたら38戸あります。

川上委員

38と、それで一般住宅と同じようにと言われたんだけど、補修費が大きいとか、補修が

できないとかいうことを含むという意味でしょうけど、それを除くとどのぐらいになりますか。

建築住宅課長

ちょっと今資料がございませんが、それから10戸マイナスくらいだと思います。

川上委員

そうすると27戸くらいは募集しない理由がないということになりますね。空き家募集しない理由はないということになるでしょう、条例上。この27戸については、それ以外の住宅と同じような取り扱いをしますか。

建築住宅課長

一昨年、昨年の一般質問の際にも答弁しましたが、同和向け住宅の優先入居というのは継続をしていきたいという考え方にありますけど、委員が言われますように、空き家が多いということに対しましても、同和向け住宅というニーズの状況等も踏まえまして、一般公募という形を並行して実施していきたいということで考えております。

川上委員

行政は公平でなくてはならないでしょう。いまの課長の答弁は、違法を承知の上で特定団体に推薦依頼をして、特別な取り扱いを飯塚市はこれからも続けていきますという答弁なんです。そういう答弁ですね。違いますか。

建築住宅課長

この件に関しましては、以前から法律的な問題とか条例等がないものを続けていくのかというような話がございますが、昨年11月にそういう話ございましたが、旧同和向け住宅につきましては建設された歴史的、社会的理由を考えたときに国の法律が失効したとはいえ、建設当時から続けています優先入居のシステムを一気に変えることはできないという判断をしております。先ほども答弁しましたように今後の同和向け住宅のニーズ等も十分に検討しながら、一般公募とあわせた調整をしていきたいと考えているところでございます。

川上委員

市長、違法状態を承知の上です、これからは部落解放同盟に対する推薦依頼を行って特別入居を続けていくという答弁を繰り返しているんですね。部落解放同盟が違法とはわかっておるけども続けてくれというふうに言ってきたのはいつですか。

建築住宅課長

続けてくれというような話はそちらの団体のほうからはあっておりません。市といたしまして、先ほども言いましたようなそういう歴史的に建設された時の、なんでこの住宅ができたのかということをお考えすると、180度転換するというのは早急には難しいかということで、当分の間はそういう形で続けさせていただきたいと考えておるところでございます。

川上委員

解放同盟は求めているということなんですね、今の答弁は。解放同盟は特別扱いを求めているわけではないという答弁ですか。

建築住宅課長

求めている、いないということではありませんで、それが今までやってきた状況でありますので、それは続けてもらえるという判断はされていると思います。

川上委員

そんな適当なことはだめですよ。後でも言うけども3千何百万円も幹部の人件費を出してるわけでしょう、あなた方は。児童扶養手当を差し押さえたり、そういうことをやってきたわけですよ。その中から部落解放同盟の幹部に給料を渡してるわけでしょう。その額をわずか400万円引き下げると引き換えに伊岐須会館へどうぞというようなことやってきてるわけでしょう。そのときにこの住宅の問題をあなた方は話してないはずないじゃないですか。解放同盟が求めているとは言わないけれども、求めているのではないかというふうに言われたんで

すよ。どちらですか。解放同盟はこれが引き続きいると言ってるんですか、それとも必要ないって言ってるんですか。そこをちょっと教えてください。

建築住宅課長

まず団体のほうとしては、引き続きそういう状況でやってもらいたいというのはございます。

川上委員

答弁が変わりましたね。いつ言ったんですか。解放同盟はあなたに。それとも企画調整部長からあなたに話が来たんですか。解放同盟がその意思であるということを、いつあなたは確認したんですか。

建築住宅課長

この問題につきましては昨年の7月以降、委員ともいろいろ話をさせてもらっていますが、その段階の中で、そういう関係団体とうちの方と、そういう一般公募に向けた準備をしたいというような話を調整中であるというようなことを話をしていたかと思いますが、その時期に住宅については今後もそういう形でしてほしいと、うちのほうとしても継続していきたいし、団体のほうとしてもそういうシステムは続けてほしいというような意見でございました。

川上委員

それは大事なことだと思うんですね。法律違反をこのまま続けたいというのをね、部落解放同盟の幹部とあなたを含む市の幹部が協議して、このままいこうという談合をしたということなんです。そしてそれに基づく予算をあげてるわけでしょう。それを前提にした予算でしょう、これは。27戸はその程度の扱いをするということに基づいた予算でしょう。これはどういうことになりますか。違法行為を飯塚市がしてるだけじゃなくって、解放同盟とその市の幹部が談合して、それに基づく予算を計上しているんですよ。こういう予算の計上の仕方がありますか。あなた方は解放同盟が一般公募していいよと言えば、一般公募するんですか。

建築住宅課長

そのあたりにつきましては、いま協議をしているところでございます。先ほども言いましたように長年こういう形で歴史的な経緯があるわけでございますので、やはり協議をしながらそういうところの調整をしていきたいと考えております。

川上委員

だめです。まず、ここにいるみんなが違法状態にあるということを認識しておかないといけないですよ。さっき聞いたでしょう、解放同盟が一般公募でいいと言えば飯塚市は一般公募するのかと。あなた方のことを聞いてるんですよ。あなた方の判断を聞いてるんですよ。解放同盟が一般公募オーケーと言えば、あなた方は一般公募するのかと、どっちですか。

建築住宅課長

そのあたりについても協議の中で、そういう話になればそういう形になるかと思えます。

川上委員

解放同盟が違法状態を固定化させようとしているということになりますね、そうすると。そういう答弁でしょう。違いますか。

建築住宅課長

その関係につきましては、今後も一般公募に向けた努力をしていきたいということで、今後とも関係団体とは調整を続けていきたいと思えますので、ご理解をお願いいたします。

川上委員

だめなんですよ、そんなことでは。違法状態にあるということは、どういうことだと思えますか。条例にない行為を知らないでやってきたでしょう、4年間。指摘を受けた。明確に違法状態になると認識したじゃないですか。それから半年以上にわたって、是正する機会は何度もあった。しかし是正しない。何故ですか。解放同盟がオーケーと言わないからです。じゃ、解放同盟は、市から多額の補助金を何億も貰いながらね、そして違法状態に市があるように仕向

けている。そういう役割を果たしていることになりますよ。開放同盟が違法行為の固定役をしていると、そういうことをあなたは答弁したんですけど、そうなるかでしょう。

建築住宅課長

違法反行為ということでございますけども、そういう過去からの経緯というのを市としても重く受けとめていかなければならないじゃないだろうかということは思っております。そういう特別扱いというようなことを言われますが、やはりこの住宅が、現にそういう法律上では存在しませんが、そういう補助事業で建てたということ自体がですね、やはりまだ現実的に残っているのではないかというふうなことは思っております。

川上委員

都市建設部長、過去からの経緯と、過去からの悪い経緯ですか、地域改善のために国が同和対策事業やってきた。同和住宅もつくった。悪いですか。これをやってきて、いろんな矛盾があったかも知れない。しかし、もうその必要がないところまできた。それをそれ以上やり続けると、逆に部落問題の解消の妨げになるということで、国土交通省はあなた方に通知を出しているじゃないですか。その通知に基づいて、条例からこの特定目的住宅を廃止したわけでしょう。だから、過去からの経緯は平成14年に終わってるんですよ。それをあなた方自身が一番知っているじゃないですか。それなのに何故こういうことを続けようとするのかと、部落解放同盟の推薦がなければ入れないようなことを何故続けるのかと、部落解放同盟は迷惑じゃないんですか。部落解放同盟がうんと言え、一般公募しますと言われましたね。ということはね、くどいけど、部長に言っているんですよ。違法行為を解放同盟が定着化させている。しかも、その団体は多額の補助金を貰っている補助金団体であったということなんですよ。部長は違法状態であることを認めて、違法状態でなくなるような要綱でも作りましょうというふうに答弁しましたね。それは、副市長のほうで否定された、そういう要綱ではないと。住宅がきちんと住民のためになるようにするということでしょう。ここで解放同盟が違法行為を固定化させる役割を果たしているというふうに答弁して下さい。

都市建設部長

市の中ではそういった文言がないというのは事実でございます。しかしながら、やはりそういった歴史的な先ほど課長が言いましたように、歴史的な背景の中で建築をし、そしてそういった住宅に困窮されてある方に入居していただくというような位置付けの住宅でございます。それが過去そういったことが廃止になりまして、現在に至っておりますけども、これを急に切り替えるというのにはやはり時間がかかると、いろんな施策の中でいま検討しよります。そういったところをご理解していただきながら、今後はやはりそういったところに徐々に一般の住宅と同じような施策にやっていくというのが今の時点での答弁になりますので、それを先ほども言いましたように180度変えて、一気にこうですよというようなことがなかなか今の状況の中ではしづらいところもあるもんですから、そこをご理解していただければと思っております。

川上委員

何か誤解されてるんじゃないですか。部落解放同盟の関係者を市営住宅に入れてはならないというような話じゃないでしょう、全然。みんな一般公募方で入れればいいわけですよ。実際に一般公募してる人もいないじゃないですか。何が問題なんですか、何も問題ないでしょう。問題が残ってるのは、過去からの何とかじゃなくて、この27戸なんですよ。この市の財産、市民の財産をね、あなた方は適切に管理していない。法令に違反して募集をかけない。一般公募するようになってるでしょう、条例では。そしてね、聞いてもらいたい。今あの答弁で、部落差別が生み出されようとしてるんですよ。ありもしないものを、あの答弁で作り出そうとしている。ここが部落差別の製造所になっていいんですか。せつかく何十年にわたる多年の国民の努力の中で、地対財特法を廃止するところまできたじゃないですか。ハード事業廃止、これ以

上続けたらだめと言ってるときに何故こんなことを続けるのか、あなた方が部落差別をつくってるんですよ。それは私が言ってるんじゃないですよ、国が言っているんですよ、総務省地域改善対策室が。これ以上続けることは逆行だと言っているんですよ。その逆行をあなた方やっているわけ。どうしても逆行したいと言うんだったら、国に行けばいいじゃないですか、経過措置を求めるとか。そんなこと言ってないでしょう。だからその部落問題の解決とかいう点から言ってもですね、市民の財産の適正な管理、それから住民福祉に資するという点から言ってもね、もうだめです。もうこれ以上、部落解放同盟の顔色をうかがって、解放同盟がうんと言えはこうしますみたいな姿勢はやめて下さいよ。市長、私はこの点から言えば、市長の決断が決定的だと思う。もう法令にない行為はしないと、一般公募するというふうに、市長、ここで約束して下さい。答弁を求めます。

都市建設部長

いま答弁の中で、平成22年度につきましてですね、これだけはお聞きをしていただきたいんですけども、22年につきましては一般公募というかたちで2カ所さしていただき、こういった一般公募について今後も努力していきたいというふうに思っておりますので、そのところをご理解していただいて、お願いしたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

委員長

川上委員、答弁がもう同じ答弁ですので、要望としてまとめて下さい。

川上委員

これは部落問題を言ったから言ったわけです。こっちから望んで言ったわけではない、解放同盟の問題言ったわけ。過去の経緯というからね、何の経緯があるかと言ったわけですよ。解放同盟が違法行為を固定してるということを問題にしたんですよ、補助団体である解放同盟が。その言いなりになっているということを指摘してきたわけです、その点で言えば。そして、その言いなりになることによって市民の財産、共通の財産が適正に管理されていないと、手に入れるべき使用料を放棄しておると、あなた罪でしょう。だから予算の審議なんですよ、これは。ちょっと分かりにくかったかも知れないけど。決算審議そのものなんです。根幹に関わることだと思えますよ。それについて、副市長はもちろん、市長も答弁に立たないと、ここまで部落解放同盟の言いなりかと。

委員長

次に、「公営住宅等長寿命化計画策定支援委託料について」、兼本委員の質疑を許します。

兼本委員

ちょっと興奮状態でございますので、落ちついてひとつ答弁をよろしく願います。新規であっておりますこの公営住宅等長寿命化計画策定支援委託料という、何か長々しいですが、どういうものかちょっと説明して下さい。

建築住宅課長

この計画といいますのが、昨今の厳しい財政状況下において、更新期を迎えつつある高齢化した大量の公営住宅の効率かつ円滑な更新を行い、公営住宅の需要に的確に対応することが地方公共団体の課題となっております。公営住宅の効率的かつ円滑な更新を実現するうえで、公営住宅の長寿命化を図り、コスト削減につなげていくことが重要となっておりますことから、点検の強化及び早期の管理、修繕により更新コストの削減を目指すために長寿命化計画を策定しまして、これに基づく予防保全的管理、長寿命化に資する改善を推進し、建物の延命化を図るための計画でございますので、その委託料を平成23年度に計上させていただいております。

兼本委員

先ほどの答弁で使われないのが137ですか、あるというような答弁があつりましたけど

ね、具体的にですね、理屈は分かりますが、耐用年数を延ばすためにするということですが、具体的にはどういうふうに、どこに頼んで、どういうふうな効果を狙っておるのか、例えばこの下のほうに住宅建設の後ろのほうでは外壁の補修工事とか、いろいろ今でも補修工事をやりながら長寿命化、延ばす工事はやっておるんだらうと思いますけどね、これとこの新しく新規事業で行うこの委託料との関連性と、それからどういうふうに具体的にやるのか、いまの答弁では耐用年数を延ばすためにやるということですから、聞けばなるほどそうかなと思うんですけど、具体的にはどういうことをやるんですか。

建築住宅課長

いままで市営住宅の建て替えとか管理つきましては、ストック計画というのに基づいて実施をしていたわけでございます。このストック計画というのが現在の補助対象ということで、これがないとできないということがございましたので、このストック計画というのを立てて補助を国からいただいていたというような状況でございますが、今回国交省からの通知によりまして、平成26年以降は公営住宅等の長寿命化計画に基づく改善事業、それから建て替え事業以外は補助対象としないというようなこととなっております。それで、この23年度で長寿命化計画を策定していくわけでございますけども、さきほど言いましたストック計画との整合性というのも十分にとっていく必要があると考えております。具体的にはストック計画の内容が中心にはなるかと思いますが、その中で建て替えよりも維持管理というかたちを重点的に更新していく必要があるかと思っております、詳しい内容につきましては今後の打ち合わせの中で進めていきたいと考えております。

兼本委員

じゃあ先ほど大きな修繕がいるからというのは62棟だったですかね、そういうものもこれによって例えば生き返らせて、また使われるというようなかたちになるわけですかね。委託でこういうふうにしたらいよいよというような形のもので、その修繕とか何とかやっていくということになるわけですか。ちょっとよく分かんなくてですね。やってみないと分からないということは、分かるわけですけど。具体的に見えないんですかね。今までもずっとよそのところやら、屋根の修繕とかやっているじゃないですか。それは当然ストック計画をやっていないと認めませんから、それは分かるわけですけど。どういうふうにやるのかをですね、新規事業で、いつも委託が出るわけですけど、結果的には何をやったかわからないで、お金だけかかったというのがあるんですけどね。今のところで実際にやってみないとわからないということは、当然わかります。しかし、どういうふうになるということは、原課でこうなるんだなということがちょっとわかればですね、そのところをちょっとご披露していただけるとですね、わかると思うんですけど、どうでしょうか。

建築住宅課長

先ほどストック計画のお話をいたしましたけども、今はこのストック計画を中心に住宅の管理をしているところでございます。どういうふうな形にその長寿命化計画というのがあるのかということでございますけども、いま考えておりますのがストック計画を総合計画の内容を充実させましてですね、長寿命化計画にすることも可能ですということになっておりますので、ちょうど平成23年度がストック計画の見直しの時期に来ております。それとあわせて整合性を持たせていきたいと考えております、いま質問委員が言われます、既に使えなくなって募集を停止しているような状態の住宅につきましてもですね、もう一度見直しはしていきたいと思いますが、本来建て替えを予定しています住宅については、あまり変わりが無いのではなからうかというような予想はしております。あと、そのような使われなくなった補修費が多額にかかる、その中には地盤沈下で建物を補修しても一緒だなというような建物もございまして、諸事情がありますけども、そういう事情をもう一度、一から洗い直してその中では検討していくことになるかと思っております。

兼本委員

ちょっと関連してお尋ねしますけどね、ストック計画で今後建て替える分についてということで、いま予算で上がっているのは弁分、相田、川島というのが上がってますよね。よく一般質問等で吉北とか上三緒とか下三緒とか、いろんな所を建て替えないといけんということで出ている。年度はですね、何年度にどうするという事はわからないにしても、現在建て替えないかん、例えば地産団地の下の所やら空き家にしてずっとほったらかしのようになってますよね。だから現状でストック計画に基づいてどういうふうに建て替えていくという団地名だけでもですね、ちょっとわかたらお示していただきたいと思うんですが。

建築住宅課長

いま委員が言われますように、いま相田の基本設計をしているところでございますが、それから鯉田中線の道路改良に伴います移転で川島住宅、それで新弁分につきましてはことし外溝工事が終わりました、だいたい旧町時代からの継続事業としては、新弁分は完了いたしました。それから今後計画しております団地につきましては、いま筑穂のほうに長楽寺という団地を建設しておりますが、そちらのほうの筑穂浦田団地、それから庄内の大坪団地跡地に予定しております道祖団地、それから飯塚市では次に取りかかりたいと考えておりますのが、白旗というような順番になってくるかと思えます。

兼本委員

今後は筑穂長楽寺の浦田団地ですか。庄内大坪団地跡の道祖団地、そして地産団地の下は白旗ですよ。このくらいが今後建て替えるの予定の中に入ってる。あと時々吉北とか上三緒とかよく出ますけど、これはまだずいぶん先のことになるわけですかね。どうですか。

建築住宅課長

いま言った以降にも、建て替えの計画が額田の石丸団地とかいうものもございまして、いま言われます吉北とか目尾とかという所はまだストック計画の中の10年以内の計画の中には、維持管理という形で上げさせていただいております、建て替えの計画は今のところございません。

兼本委員

じゃあ、その今後10年間の計画の中がいま述べられた筑穂の長楽寺、浦田団地、庄内大坪団地跡の道祖、白旗ということで理解していいわけですね。いずれにしても、この新規の長寿命化ですか、委託の結果がわかりましたらですね、委託でどういうふうな結果が出るのかわかりませんが、具体的にこれによってこうなるんですよということをですね、また終わりましたらちょっと皆さんに示していただくそうですね、わかると思うんですよ。言葉では、延命策をとるということがわかります。しかし具体的にどうやるのかというのが、我々にもわからんもんですからね、お尋ねしましたけど、わかりましたら、またその結果が出ましたらね、お知らせ、示していただきたいと思っております。

委員長

同じく「公営住宅等長寿命化計画策定支援委託料について」、川上委員の質疑を許します。

川上委員

ただいま兼本委員のほうから質問がありましたので、私のほうは取り下げおきたいと思えます。

委員長

続けて、「相田公営住宅建て替え事業費について」、川上委員の質疑を許します。

川上委員

175ページの土木費、住宅建設費、「相田公営住宅建て替え事業費について」、関連してお尋ねします。スケジュールがどうなっているのかですね、改めてお尋ねをします。

建築住宅課長

現在、基本設計を実施しているところをごさいます、基本設計が出来上がりましたら、今後は地元等の説明会を適宜実施していきたいと考えております。平成23年度の予算につきましては、実施設計のための建設地の地盤調査、それから敷地測量を実施したいと考えておりますので、その委託料を計上させていただいているところでございます。

川上委員

地盤調査はどこ付近をするんですか。

建築住宅課長

敷地的にかなり段差がある地形でございますので、だいたい5カ所を予定しておりますが、それぞれ35メートルを2カ所、それから10メートルを3カ所という形でボーリング・地質調査は計画をしております。

川上委員

基本設計はいつ上がるんですか。

建築住宅課長

今年度の3月いっぱいでございます。

川上委員

そのときには、その建設場所はもう決まるんですね。

建築住宅課長

一応配置計画、それからどのような建物を建てるかというところまでは決まります。

川上委員

基本設計をつくっていく過程で、住民の声はどのように反映されますか。

建築住宅課長

基本的には地元説明会等を事前に行っておりませんので、基本設計ができてからですね、ある程度地元への説明はしていきたいと。日ごろの業務の中で時々担当レベルでございますが、話を聞いてきた中では、やはり高齢者がいらっしゃるということで、かなり高齢者の今の状況では負担が大きいというような話も聞いておりますし、今までの議会の中でもそういう低層の部分でどうかしてくれないかというような話もございます。そういうものも検討して、考慮に入れておりますけども、基本設計ができ上がった後に、平成23年度から地元説明会を進めてまいりたいと考えております。

川上委員

住民は外から入居するわけじゃないですからね。住んでいる方が中心になるわけですから出番が遅いんじゃないですか、住民の方の。基本設計の最初のこの基本構想の段階で、住民の皆さんと話し合いをする必要があるんじゃないんですか。できてから話し合うということになると、鯉田工業団地みたいになるんですよ、簡潔に言いますとね。1案が出ました。これは大学の先生がつくったんですね。自分でもお気に入りだったんですよ。いつの間にか2案が出た。住民説明会で使われたわけです。住民の皆さんはそれきりなんです。目玉が2つあるようなやつ見せられて、これなら水害とか起こるはずないですよ。それで第3案をつくった。コンサルが出したのは第3案なんですよ。議会には第3案が見せられた。意見も述べた。それで最後にでき上がったのが4案です。1案とか2案とか全然関係なしですよ。一番危険な所に調整池をつくって困ったと言ってるわけでしょう。ちょっと脱線しましたけど、こんなふうになったら困るでしょう。ここのところは公道がある所でしょう。浅所陥没が隣で起こっているじゃないですか、いくつも。そういう所につくるんですよ。あなた方よりも地元の方のほうが詳しいわけ。なぜかという、掘った人がそこに住んであるから。基本設計するところよりも詳しいんですよ。そういう方も中にはおられる。見てるわけですよ。朝起きたらドンと穴が開いているとか。だから、そこを工夫していただけませんか。住民の出番を決めてからお願いしますじゃなくて、最初に出番を求めると。そうすることがね、住む人ですからね。住むんですよ、その

人たちが、自分が住む所をどうしたいと、建物はこうあるべきだ、それから空間的にはこういうふうにするべきだというのがあると思うんですよ。あんな所に福岡県みたいにね、デンといきなり調整池とか造られたら困るでしょう。どのくらい役に立っているか分からないでしょう、あれも。普通はあんな所に造らないですよ、調整池なんか。県営住宅のことなんですけどね。あれは間違っておるんですよ。住民の意見も聞かないで、机の上だけで仕事をするから。あれは失敗ですよ、あの調整池は。あの尻拭いを今度飯塚市の市営住宅でしないといけないわけでしょう、調整池を造るときに。そういうことを住民の皆さんと話さないといけないでしょう。だからスケジュールの中に、最初の段階で住民の話を聞くと、そういうふうにしてもらえませんか。

建築住宅課長

いま基本設計という形でございますが、先ほど言いましたように、基本設計をもとに住民説明会をしていきたいと考えているということで、いま言いましたけども、次にそれぞれその部分的な実施設計というものに入る予定になってます。これはちょっと平成24年以降になるかと思えますけど、その段階で皆さんの話を聞いたものを入れられればというような考えであります。

川上委員

入らないでしょう、そのときには。ポーリングの結果は終わったら公表しないといけないです。それに基づいてね、建設位置の選定について住民が参加する必要があります。そう思いませんか、当然でしょう。だから私はポーリング結果が出たら公表する。そして、その段階で少なくとも第1回目の住民の方との話し合い、意見を聞く場をつくり必要があるというふうに思います。それを指摘して質問を終わります。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

道祖委員

166ページ街路事業費、街路管理費に関連して、これは時間の関係がありますので、お願いだけさせていただきます。と申しますのは、いま恐らく街路灯の点検については、定期的に行っていないんじゃないかと思うんですね。これは街路灯だけじゃないんです。市の皆さん、ちょっと聞いていただきたいんですけど、やはり年に2回くらい街路灯、町内の防犯灯について点検するような取り組みをやっていただきたいんです。特に9月くらいになりましたら暗くなりますでしょう。そのときに、市全体でまちの街路灯なり防犯灯の点検をするというようなことをしていただきたいと思うんです。気付いたところは、逐次行政に対して切れてますということは私も言ってるんですけど、ただその仕組みをつくっとかないといけないんじゃないかなと、そういうのができてないと思いますので、そういうことを考えていただきたいということを要望して終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

ほかに質疑はないようですから、第8款土木費及び第9款消防費について質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 12:03

再開 13:00

委員会を再開します。

次に、第10款、教育費、181ページから227ページまでの質疑を許します。はじめに質疑通告されております、194ページ、教育費、教育振興費、「要保護・準要保護各種扶助

費について」川上委員の質疑を許します。

川上委員

教育費、教育振興費、要保護・準要保護各種扶助費についてお尋ねをします。これについては提出資料があります。資料の93ページですね。この資料の1番下の欄に援助率が書いてあるんですね。小学校においては19.2%、1,307人と。中学校においては20.7%、704人。計で19.7%の2,011人ということになっています。5人に1人が就学援助を受けているという状況なんですけれども、これは全国的に見るとどういう位置にあると思われますか。

学校教育課長

いま指摘いただきましたとおり、準要保護につきましては19.7%ということで、これに要保護が入りますと本市の場合25%になるということになっておりますが、25%の数字が4人に1人ということになります。それが全国的にどのレベルにあるかということについては、委員会としましては把握いたしておりません。

川上委員

さっきの数字は準要保護ということですので、学校教育課長が言われたとおり、合わせると25%、4人に1人ということになるんですね。私は一昨年12月議会で日本の子どもの貧困の問題について質問したことがあります。その折に本市の場合、この就学援助の率だとか生活保護率から考えて、子どもの3人から4人に1人は基本的に生活保護基準以下の家庭にいると、そういう状態にあるという推定をして、見解をお尋ねしたことがあります。そういった観点から見ると、いくつかお尋ねしたいことがあるんですが、就学援助はすべて現物支給でしょうか。

学校教育課長

現物によるものと、実費によるものとございます。

川上委員

この扶助内容については改定ができるのでしょうか。

学校教育課長

改定はできます。

川上委員

どういった場合に、どういった手続きでできますか。

学校教育課長

飯塚市におきましては、飯塚市立学校児童生徒就学援助規則というのがございますから、この規則の改正になるかと思えます。

川上委員

その規則はだれの手で改正することになりますか。

学校教育課長

教育委員会でございます。

川上委員

それは教育委員会議に諮るということになりますか。諮らないで改正ができますか。

学校教育課長

教育委員会議に諮って決まることになります。

川上委員

教育委員会議が決定するものということなんですね。あなた方が提案するということになると思いますが、そうすると私が着目したのは、この医療扶助なんですね。医療扶助費の動向についてどういうふうにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

学校教育課長

就学援助制度に基づきます医療費扶助につきましては、学校の健康診断等で学校病、いわゆる学校病と言いますが、その病名で治療の指示を受けた場合に医療扶助、医療費補助ができるということになります。学校病と言いますのは、いわゆる虫歯、トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、とびひ、寄生虫病等がございます。

川上委員

専門医の診断を受けて、眼鏡が必要というふうになった場合は、現在の規則では補助の対象になりますか。

学校教育課長

いまのところ眼鏡購入費につきましては対象とはなっておりません。

川上委員

経済的な状況が扶助対象のご家庭となっている場合で、児童生徒が病院で診察を受けて、眼鏡が必要となった場合でも、いまは眼鏡は対象にならないということですか。

学校教育課長

準要保護の児童生徒につきましては、そのようになっています。

川上委員

それを入れていない特別な理由がありますか。

学校教育課長

県や国から示された医療費の中には、眼鏡について対象になっていないということが大きな理由になっています。

川上委員

国や県が示した対象というのは何の資料ですか。

学校教育課長

毎年、要保護児童生徒援助費補助金の事務処理についてというものが県のほうから参りますが、その中にはないということでございます。

川上委員

県はそれ以外のものは考えてはならない、入れてはならないというふうに言っているんですか。

学校教育課長

そういうふうな強制的なものはございません。

川上委員

それでは、それとは別に市の規則で規定があるわけでしょう。その市の独自の規定の中に眼鏡が入っていないということですね。そのことと県が示してるものとは、関係があんまりないです。拘束力はないということでしょう。

学校教育課長

そうでございます。

川上委員

そうすると現実には先ほど言ったような、今は眼鏡のことを事例に出したんですけれども、現実にはそういう対象になる経済状況にあって専門医が認めた場合、そして具体的にそういう要望が出た場合には検討もしてもらって、私は規則を改正してもらう必要があるのではないかと、それに伴う費用負担が出てくると思います。そういう場合にその費用は手当てできますか。

学校教育課長

いま現在では、規則にのっとってやっておりますので、眼鏡に関して補助の対象とするかどうかということについては、今のところはできないというふうに考えております。

川上委員

そうしましたら、具体的に就学援助に該当するだろうと思われる所帯の方からそういう要望

が出た場合には、私はぜひ検討していただいて、予算措置もしてもらいたいというふうに思います。この際ひとつ、教育長にお尋ねしときたいと思うんですね。子どもの学力、眼鏡がないと勉強できないわけですから、学力が停滞するということもあるかもしれませんが、家庭の経済力によって学力が影響されるというのが大きいですね。それをそのまま良いということではないですから、公的な援助をして就学援助をやることになるんですね、1つの角度としてはね。そうするとこの思想は義務教育は憲法で定めたものですから、保障することになるんだけど、根本においては教育基本法もあるわけです。国の主権者として、全人格の完成をはかるわけでしょう。これが義務教育なんです。主権者を育てるのが義務教育の使命だと思うんです。その点で、この就学援助が果たす役割は非常に大きいと。一方で、例えば眼鏡についても、いま学校教育課長が規則にないからだめだというようなことを言われたんだけど、私は先だって本会議で教育長が答弁された中で、穎田の小中学校のことについて触れて、これは引用という形だったんだけど、肯定的に引用されましたので教育長が感動したというようなニュアンスのことも言われてたから、教育長の思想にもあるのだろうと思って心配しているんですけども、真のエリートが飯塚市を支えるというようなことなんです。義務教育で教育長は、真のエリートをつくるということで小中一貫、施設一体型の路線をとっておるのかと、非常に心配するわけです。何のため就学援助とかこういうことをやるのか、この真のエリートというのは、どういう意味で本会議で使われたのか、お尋ねしたいと思います。

教育長

本会議場で私が感動したお手紙の内容についてご紹介をさせていただきました。その中身でも真のエリートというものに対して、そのことを自己の利益を求めめるのではなく家族や郷土を愛し、国家や社会のために尽力するというように定義をしている部分も含めてご紹介をしたつもりでございます。いま質問者おっしゃいますとおり、義務教育の中では全人格の完成を図るために創造的で、人間性豊かな人材を育てることを意図するものだというふうに思っております。

川上委員

いまのご答弁を聞いてもかみ合わないですね。義務教育の役割、これに責任を負う教育長が一方でエリート、真のエリートの育成あるいは登場というものを期待する。これは両立しないでしょう。エリートというのは、日本語で言えば占領という意味でしょう。このすべての子どもが義務教育の過程でね、この国の主権者としての人格形成を図っていくということが期待されるわけですね。教育長がこの辺で真のエリートづくりに邁進するというと、これは矛盾すると思うんですよ。教育長の立場としてはあり得ないことではないかと思う。うなずかれておられるけど、それでもなお真のエリートをつくるのは教育長の仕事だというふうに言われますか。

教育長

エリートという言葉そのものを解釈しますと、今おっしゃいますとおり選抜されたものというようなことになりますので、誤解を生じた私の引用であったということにも自分自身振り返っているところであります。義務教育におきましては、すべての子どもたちに基礎基本の学力と社会性を身につけさせることで、将来自立するための力を育成するものだと思っておりますので、穎田小中学校一体型の一貫校にかかわらず、飯塚市内すべての子どもたちに対してそのような教育を実施したいと考えております。

川上委員

私は一人一人の保護者、ご家族が子どもにはしっかりした知恵と力をもってもらって有意義な人生を過ごすようにしてもらいたいと、また世の中のために、人のために頑張れるようになってもらいたいという思いが、場合によって真のエリートという表現を使うことがあるかもしれませんが、しかし、教育長たるものがそれに感動を覚えて、その言葉を使うというのはよろしくないと思いますので、そういう意見を私は述べておきたいと思っております。

続いて、教育費、学校整備費、「小学校整備費及び中学校整備費について」お尋ねをしたいと思えます。この整備費の中で耐震化のための予算はどういったものがあるのか、概略をご説明願います。

教育施設課長

耐震化の関連につきましては、まず設計委託料がございます。それから実際に耐震化を行います工事費、それから一部この工事を管理いたします管理委託料、これが基本的な耐震化の工事でございます。

川上委員

大きいものがあるわけですね。このスケジュールは、学校建替えの関係ということになるんでしょうけど、大まかにどうなっていますか。

教育施設課長

この耐震化につきましては、平成27年度までにすべての学校の耐震工事を行うというようにしております。

川上委員

小中一貫施設、一体型の構想から離脱した学校がありますね。八木山小学校と内野小学校がありますけれども、この2つについては耐震化はどのように考えられていますか。

教育施設課長

八木山小学校につきましては、校舎は耐震診断対象になりませんので、体育館が対象になっております。それから内野小学校につきましては、校舎それから体育館につきまして昭和56年以降の建物でございますので、対象でございませぬので、八木山小学校につきましても平成27年度までに耐震工事を完了することといたしております。

川上委員

それから、施設一体型の再編対象校の耐震化はどう考えてますか。

教育施設課長

この小中一貫校の建設につきましても、平成27年度までに建設する予定としておりますので、耐震工事につきましては実施しないと考えております。

川上委員

八木山のこともありますが、特に象徴的に言います。施設一体型の再編対象校の耐震化はしないと。平成27年完成のときには立派な耐震の建物ができるからということなんですね。子どもは卒業していくわけですね。いまから5年間の間、子どもたちは無防備な状態のままに置こうということになるんですね。いまから言うところだけではありませんけれども、ニュージーランドの事態を見てそれでいいと、我々飯塚市の場合は5年間無防備でよいというふうになお思われるかどうか、教育長にお尋ねしたいと思えます。

教育長

ニュージーランドでの悲惨な事故につきましては、私どもそして皆さん方も恐らく心を痛めてあることと思えます。まだ行方不明の方もたくさんいらっしゃるようで、心配をしているところです。市内の市民はもちろぬのこと、子どもたちもあのような被害の状況には遭わせたくないと考えております。いまのご質問の、もしそういう状況で再編の対象になってる学校についても早急にという質問者のお気持ちはわかりますが、早急にいたしましても基本設計、実施設計をたて、そして2年間の耐震と大規模改造となりますので、計3年は少なくともかかります。それを平成27年度までの5年間のうちに立派な校舎で安心して過ごせるものに変えようというような計画で現在進んでおりますので、ご理解いただきたいと思えます。

川上委員

いまの新耐震、新と言っても大分経つんですよ、いまの耐震基準が示されたのはいつのことかご存知ですか。

教育施設課長

ちょっと確実な年度はわかりませんが、確か昭和56年だったとっております。

川上委員

何年経っていますか。

教育施設課長

約30年経過いたしております。

川上委員

宮城沖のひどい地震が起きて、1981年ですよ、新耐震基準は。30年間、その程度の地震が来れば、旧飯塚では1万人ぐらいが建物の下敷きになるという事態が30年間続いているんです。今度5年後には建て替わるから、あと5年地震は起こらないから、私たちは何もしませんというふうにならないでしょう。長い地球の歴史から言えば、一瞬の5年間かもしれないけども、その中で地震が起きてきてるわけでしょう。さっき事故と言われたけど、大地震なんですよ。事故じゃない。事故には原因があって必然性があるんだけど、大地震だからいつ来るかわからないわけです。いま来るかもしれないんですよ。だから、合併特例債を使えるものにはね、出来るだけ大きい建物を造ろうとあなた方は張り切るんだけど、合併特例債が使えない、当面の安全を確保するためのことについてはね、全然やろうとしない。きょうの教育長の答弁は二度目です、同じ答弁です。私との関係では。これは、お金を持ってるわけではないというのかもしれないけど、教育者の思想としては欠けるところがあるんじゃないですか。なかなか思い切ったことをいま言ったんですよ。合併特例債が使えなくても、当面の安全確保のために、子どもたちのために、先生たちのために当面することがあるでしょう。あなた方は合併特例債を使う大型校の開発に血道を上げてね、目の前の子どもを地震から守るということについてはまったく考えていない。まだ間に合うと思うんですよ。だから、当初予算修正してもいいし、ただちに補正かけてもいいけども、どうにかならないんですか。お金を持たない教育長にまずお尋ねします。

教育部長

ニュージーランド地震については、教育長申されたとおり悲惨な出来事で耐震化に対する必要性と申しますか、認識は非常にまた新たにいたしました。ただ、学校施設にかかわらず早期に耐震補強工事を実施することは必要だと考えております。ただ、学校につきましては、当初教育施設課長が申しましたように、小中一貫建設以外の学校を含めて平成27年度までに計画的に耐震化を実施するようにしております。その一環として考えていただきたいと思っております。また耐震工事と大規模改造を併せまして、快適な教育環境の整備を含んでおります。その中では、合併特例債も利用した中で耐震大規模改造をしておりますので、年次計画をもって平成27年度までに耐震化も進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

川上委員

同じようなことをあまり言っても仕方ないけど、教育者としての思想が問われるわけですよ。何千人という子どもを預かっている。その子どもは学校に行かないといけません。親が学校に送らないといけません。送ってる学校が耐震を満たしてないと、好きで行ってるだけやないですよ。行かないといけません。子どもは。あなた方がそこに、ある意味一定の強制力をもって集めているわけでしょう。そこは耐震がありませんと、30年間ありませんでした、地震がなくてよかったですねと、あと5年間もきつとないでしょうと、あっても私は退職しておりませんというわけにはいかないでしょう。平成27年末にはそういうことになりますからというわけにはいかないんですよ。実際に学校に行ってみればいいじゃないですか。そしたら筋交いを打たないといけませんところとか、それから広範でかぎを入れないといけませんところが、いくらでも見つかるでしょう。なぜそれしないんですか。あなた方が考えないとい

けないのは、イの一番に子どもの命でしょう。小中一貫教育は子どもがおって、はじめてできるんでしょう。だから私は先ほど言ったように予算組みを緊急に考える必要があるというふうに思います。そのことを指摘しておきたいと思います。

次の質問に移ります。教育費、図書館費についてお尋ねをします。穂波図書館は平成23年度も図書館法の枠の中で存続するかどうか、お尋ねします。

生涯学習課長

平成23年度につきましても、現行と同じ直営の図書館として運用するように考えております。

川上委員

図書館法の枠の中でと聞いたんです。

生涯学習課長

図書館法の枠の中で運用するように考えております。

川上委員

穎田館についてはどうですか。

生涯学習課長

穎田図書館につきましても、平成23年度は図書館法の範囲の中で運用しようと考えております。

川上委員

それぞれについてその後、平成24年度以降についてはどう考えているのか、お尋ねします。

生涯学習課長

穂波図書館につきましても、平成23年につきましても直営の図書館として運営するように考えております。24年度以降につきましても状況を見ながら管理・運営方法、また図書館の中身と申しますか、特化した図書館にするのか、現行のままの図書館にするのか、そういうことも含め協議を進めながら考えていきたいというふうに考えております。穎田につきましても現行図書館として運用しておりますが、学校再編とあわせて市民の皆様のご意見を聞きながら、どのようにして運用するのかを今後決めていきたいと考えております。

川上委員

そうすると穂波にしても穎田にしても、平成24年度以降は図書館法の枠の中で存続させるかどうかは分からないということですか。

生涯学習課長

いま申しましたように、いろいろなご意見を聞きながら、またそのときの状況を鑑みながら決めていきたいというふうに考えております。

川上委員

平成24年以降は図書館法の中に入れるかどうかは分からないと、穎田にしても穂波にしても、そういうことを言ってるんですか。

生涯学習課長

図書館法の運営についても一つの選択肢というふうに考えておりますので、そういうことも含めて考えていきたいと考えております。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

他に質疑はないようですから、第10款、教育費について質疑を終結いたします。

次に、第11款、災害復旧費から第13款、予備費、227ページから228ページまでの質疑をします。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、第11款、災害復旧費から第13款、予備費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 13:36

再開 13:45

委員会を再開いたします。

次に、歳入についての質疑に入ります。13ページから46ページまでの質疑を一括して許します。はじめに質疑通告されております、13ページ、市税滞納繰越及び差押えについて、川上委員の質疑を許します。

川上委員

13ページの市税ですね。滞納繰越及び差押えについて若干お尋ねします。提出資料に関係のところがありますので、ご覧になっていただきたいと思いますと思うんですが、まず滞納があるわけですが、最近の特徴として滞納の理由、主なものをどう受けとめてあるかお尋ねします。

納税課長

主な要因といたしましては、やはり不況による所得の減少と厳しい経済情勢が最も大きな要因だというふうに考えております。

川上委員

不況になる、収入が落ちると税金も下がるんじゃないんですか。なぜ、滞納になるんですか。

納税課長

市県民税等につきましては、前年の所得によって課税されてまいります。それで前年に働いていたと、少額であっても所得があったということになりまして、そして次年度に首を切られたとか、そういうふうな雇用をされなくなったというふうなことで職を失うと、だれども税はかかってきているというふうなことから払えないというふうなケースもございます。

川上委員

そういった方々から税を貰わないといけない難しさがあるし、納税者はその苦しさがあるということなんだけれども、皆さんの方で徴収率を上げるために頑張るといことなんだけれど、苦労してところ、注意をしておるところはどういうところですか。

納税課長

いずれにいたしましても、相談に来られました場合には相手の立場になって状況等々十分にお聞きして、その内容等を把握すると、そしてその状況にあった、納められないというふうなことであれば分納等を指導したりと、いずれにしろ完納していただくということが大前提になりますので、そのような形で指導を行うということでございます。

川上委員

状況によっては生活保護という制度の紹介とかもあるかと思うんですが、一方で福岡県は徴収業務を強めよということで特別チームをつくったりして国税とも相談しているんな研修をやっています。いろんなことがあるんだけど、本質的な問題から言うと、良心的な滞納者はいないという考え方を押しつけるんですよ。良心的な滞納者はいないというのは、要するに滞納者は皆悪質だということなんですね。そういう考え方で納税者に臨むべきだという指導をするんですね。飯塚市の場合はいま答弁ありましたけれども、中にはということがあるかもしれないけれども、基本的には相手の立場に立ってどうかして納税をお願いするということで努力してあるということ非常に重要だと思います。過去には児童扶養手当だとか失業給付金だとか、そういうものを差し押さえてきているわけですね。実は、今もそれを差し押さえたかどうかかわからないという状況があると言われているわけです。そこで、私は差し押さえ禁止財産というのが法律で決まっています。ですから、この差し押さえ禁止財産の一覧表をわかりやすくして、納税課の窓口には貼ったらどうかと思うんですよ。内側に向けてですよ。いつでも自分

たちが忘れないようにするために。両方貼ったほうがいいですけど、これ真面目に言ってるんです。そして市報で紹介したらどうかと。なぜかという、この間の飯塚市の態度は預金通帳に入ってしまうと、それが児童扶養手当であろうと何であろうと、とにかく預貯金だから差し押さえることはできますということでしょう。だから、わからないわけですね、押さえるときは、という言い分なんです。市民の側は、それが差し押え禁止されてるかどうかわからないですね。児童扶養手当法とか読まないですよ、普通。だから、困ったということではかないわけです。実は法律違反なんですと、法律で禁止してますということを市報にでも載せれば、すぐ悩まずに返してくださいと来れるでしょう。それで住民、市民は、納税者は助かるし、市は違法行為を犯さなくて済むということになるんで、してはどうかと思うんですね。この差し押え禁止財産、窓口に掲示すると同時に市報で紹介するというふうにしてはどうですか。

納税課長

いま委員のほうから、してはどうかというふうなご指導がございましたけど、うちの職員ともども皆そういう形で差し押え禁止財産、そういうものについては掌握しておりますので、検討はさせていただきますけども、そこまではいかなものかというふうに考えております。

川上委員

ぜひ検討してもらいたいと思うんですね、市報で紹介してください。もう少し柔らかいほうを提案しますね。国の法律や規定によって減免や猶予できるものがありますね。それは多くの市民が知りません。それで、窓口に行っても職員がいつもそれを示すというわけにはいかないでしょう。いちいち。ここは頷くところじゃないんですよ、本当はね。そういう状況に今なっています。それで同じように、窓口でこういう場合は減免や猶予の規定がありますというのを大きい字で掲示してもらいたいと思うんですよ。それと同時に、市報でも紹介するというふうに提案したいと思うんですけど、こちらのほうはしやすいと思うんですよ。どうお考えですか。

納税課長

各種減免については、いま委員言われましたように確かにございますが、納税に関して申し上げますと延滞金その他そういうふうな減免につきましては、本税の納付があって初めてお話ができるものというふうに考えております。したがって、そういうものはすべて本税が納付されるときには、当然納税者の方とお話をしておりますし、隠すというふうなこともございません。こちらから延滞金がこれくらいありますから、このくらい減免可能ですよと、もちろんそれは規則のほうにのってればの話です。ですから、そこら辺につきましては、わざわざそういうふうに変更する必要はないと私考えますし、繰り返しますけども本税の納付があってからこそのお話ですので、その話があったときに初めてお話しすることというふうに考えております。

川上委員

いま私が言ってるのは、適切な納税をすすめるという角度から言ってるんですよ。それで、何かわからないことをやったらどうかと言ってるわけじゃないんです。法律に書いてあることを示したらどうかという事なんです。飯塚市が内規というか、いろいろ難しいことを考えてあることを載せると言ってるわけじゃない。法律に書いてあることを、国税通則法とか国税徴収法とか、そういうことに書いてあることを載せてはどうかということなんです。これはきっと税収というか、滞納解決に反すると言うんじゃないで、滞納解決にもものすごく大きなプラスになると思います。ぜひ検討してもらいたいと思います。

次は14ページ、市税、市たばこ税の見込みについてお尋ねします。市たばこ税が1億円程度ですか、減額で計上されています。前年度比で。それで、市たばこ税の位置ですね。どれぐらい大事な財源になっておるのか、それから今後の動向をどう見ておるのかお尋ねします。

課税課長

平成23年度の市税全体の6.9%たばこ税が占めております。毎年減少傾向ではございますが、貴重な財源の1つでございます。今後のたばこ税につきましては、国の考え方で申しますとたばこ税につきましては、国民の健康この観点からたばこの消費を抑制するというところで将来に向かって税率を引き上げていくという方向でございます。その増税につきましては、今後たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響を見きわめつつ行っていくと、聞きおよんでおります。

川上委員

市たばこ税が9億円ということで、鯉田工業団地のことなど考えるとですね、無駄にお金使っているはいかんというふうにつくづく思うんだけど、先ほど健康管理のことを言われました、健康の問題。一方で、青少年の健全育成という角度から見ても、たばこ税の今後の見通しについてそういう観点が必要だと思うんだけど、たばこ税の配分ですよ、これを地方に有利なように配分枠を変えてくれというのを国に要求する必要があるんじゃないかと思います。もちろん、たばこ税の一部は地方交付税の財源にもなりますから、それを侵さないようにということが前提なりますけど、そういう配分増の要求は考えられませんか。

課税課長

現在のところ、配分増というのは市としては要求はしておりません。国の方から、今現在、1本あたり3.5円の増税ということで、今回、そのうちの1円32銭が市町村たばこ税ということになっております。以上でございます。

川上委員

増税を要求するんじゃなくてですね、地方への配分を増やしてくれという話ができないかということなんですね。

次に、17ページ、分担金及び負担金 民生費負担金 公立保育所運営費保護者負担 市立保育所運営費保護者負担金についてお尋ねします。これは分かりやすく言うと何のことですか。

保育課長

公立保育所運営費保護者負担金、分かりやすく言いますと公立保育所の保育料でございます。

川上委員

この保護者の負担、保育料が飯塚は高くてかなわないという声をお聞きになったことあるでしょう。ありませんか。

保育課長

市としましては、特に高いということは聞いてはおりません。資料4ページに示しておりますように、今この資料におきますと、飯塚市は79%くらいで、県の中でもそんなに高いほうではないかというふうに思っております。

川上委員

自分が要求した資料ですから、こういう位置は分かるわけですね。しかしながら、高いという声があるかないかというのは、この表から見てはいかんわけですね。この保護者の負担の問題を言ってるわけですから。保護者の収入の水準が今どうあるかということから考えないといかんわけです。あなた方が本当に保育料について、高いという声を聞いていないとすれば、どこかに耳を置き忘れてきてるわけですよ。これはもう真剣な話です。79.6%じゃないかと、全県の中でも低いほうだよと、何を文句言うかというようなことではいかん。現実には、先ほどから就学援助の話しましたでしょう。受ける方はいろいろ低所得で、減額のあれになっているんですけど、それでもこの地域の若い子育て世代の今の収入状況だとか考えてみたときに、この保育料が負担感が低いと考えるほうがおかしい。ですから、まず前提問題として、この保育料がどれだけ若い子育て世代の負担になっているかどうか、きちんと調べてみたらどうですか。見解をお尋ねします。

保育課長

確かに質問者言われますように、保育料の負担軽減については、子育て支援という視点からは、大変重要なことだというふうに私共も認識しております。しかしながら、現在も市のほうでなお行財政改革が進んでいる中で、何卒ご理解の程をいただきたいと思えます。そしてまた市民の皆様の今委員が言われましたような若い世代の声というの聞きながらですね、我々も対応していきたいというふうには考えております。

川上委員

それで、やみくもにね、高い高いと言ってだけではどうかと思うんだけど、少し考えてもらいたいのは、例えば1世帯で5千円値下げするためにはどれぐらいの財源が必要なのか、1万円を下げるとすればどれぐらいの財源が必要になるのか、そういう試算をしたことがありますか。

保育課長

いまの質問者が言われるような個々の部分については試算的なことをしたことはございませんが、仮にここの例にありますように福岡市みたいに69%くらいになった場合はどうかということについては、全体予算としてどのくらい必要なのかということは、概算ではあります、試算をしたことがあります。

川上委員

その数字を言って下さい。

保育課長

国の徴収金に対しまして、現年度で福岡市の率を掛けますと、大体5300万くらいだったというふうに思います。

川上委員

そうすると、それは1世帯あたり押しなべてした場合は、どれぐらい負担が減りますか。

保育課長

約17,000円程度というふうに思います。

川上委員

そうしたら、1万円値下げするためには、割り算すれば出てきますね。大したことはないですね。是非もう少し数字を精査して、こうした場合はこういう財源があれば出来るというのを考えて、机の上に貼っておくんですよ。

それから19ページ、使用料及び手数料 土木使用料 市営住宅の使用料についてですね。これは、先ほど大分お聞きしたところもありますけども、1、2問だけお尋ねします。市営住宅の空き家募集について不動産業者と情報交換をしたことがありますか。

建築住宅課長

民間のそういう不動産業者関係とはしたことはありません。

川上委員

県の供給公社、あるいは県の建築課ですか、住宅課ですか、県とはしたことがあるんですか。

建築住宅課長

特別、状況というのは、あまり打ち合わせすることはないんですが、うちの住宅の補助とか申請とか、そういう感じでの話くらいしかしたことはありません。

川上委員

県営住宅もあるわけですから、必要な情報交換というのはあると思うんですよ。それで、なぜ情報交換しないのかなと思うんだけど、不定期に出来ないことはないんでしょうけど、きちんと情報交換して、できるだけ空き家募集をし、ニーズが高いところに提供できるようにした方がいいと思います。

次は37ページ、財産収入 財産貸付収入 市有土地貸付料及び市有建物貸付料についてお

尋ねをいたします。平成23年度ですね、鯉田工業団地の飛行船の係留ですね、予定がありますか。

企業誘致推進室長

飛行船の係留の予定は、今のところございません。

川上委員

他に貸し付けてですね、収入を図ろうというようなことを考えてることはないですか。

産学振興課長

鯉田工業団地のことだと思いますけど、貸し付けをしてというようなことは考えておりません。

川上委員

これまでも考えてなかったんでしょう。これまでも考えてなかったんだけど、今回は貸したんですね。ひと月幾らくらいで貸したんですか。

産学振興課長

ひと月というよりも、日数で計算をして出しております。すいません、手元に資料を持ってきておりませんが、トータルで20数万円だったと記憶いたしております。

委員長

川上委員、一般会計から少し外れておりますんで。

川上委員

もしひと月20万円なら鯉田工業団地にかかった費用を全部回収しようとする、1万年ぐらいかかる。それで、売るのは売る努力をあなた方しているんでしょうけど、ある会社には貸すんだから、貸すというのをね、一般に向けて貸すんですよということをね、考えたりしたことないですか。

産学振興課長

そういうことを考えたことはございません。

川上委員

次にですね、38ページの財産収入 不動産売払収入 市有土地売払収入について、お尋ねをします。先だって、旧庄内町の公有地の売却について住民訴訟があって、住民が請求棄却という報告がありました。本市発足以前の問題ではあったんですけども、本市では住民からそのような疑問を持たれるということがないように努力していると思うんですが、その努力の特徴点を聞かせて下さい。

管財課長

本市の一般競争入札につきましては、規則、マニュアルに基づきまして、一般競争入札、市有土地売却実施要領を作成いたしまして、適正に行っております。ちなみに公告、チラシ、ホームページ、市報、看板等を設置し、その後申込期間を2週間程設けまして、公告から入札まで約1カ月の期間をかけて行っております。

川上委員

多分、締切り間際に市の職員が買いたいと飛び込んできても、だめだと皆さんは言われるだろうと信頼をしております。それで明星寺の北谷のため池です。平成21年度、23年度に処分する予定がありますか。

管財課長

ご存知のとおり明星寺のため池につきましては、災害で一般競争入札を中止いたしております。その後の経過についてご説明をいたします。平成22年8月8日、一般競争入札の中止を決定いたしております。その後流水被害防止のため、下流域の地権者の……

経過については省かせていただきます。申し訳ございません。隣接地権者と今後の市の方針についての問い合わせがございまして、周辺地域に被害を及ぼしているため早急に何らかの対

策をしてほしいとの要望も上がっております。その際市から流水確保条件での払い下げを打診し、地権者も検討するとのことでありました。その後、取水期前に解決策が必要なこと、それから地権者からの水道敷き借用にも、いま一時期、配水管等を借用して設置しておりますので、種々検討いたしまして現状からして流水路の確保が最重要課題と、問題を解決するにはということ第一義として検討を進めている段階でございます。弁護士とも協議をいたしました。下流域への地権者への払い下げについてもやむを得ないのではないかと意見もいただいております。

川上委員

私は何を聞いたんですかね。ことしあれを処分する考えあるかと聞いたんですね。どう回答弁なんですか。

総務部長

払い下げをするかというお尋ねでございます。もともと払い下げをするという予定で当初一般競争入札をやっておりましたが、災害が起きまして堤防決壊という状況の中で一般競争入札が困難と判断して現状にいたっております。いまこの配水につきましては先ほど管財課長が申しましたように、下流域の民有地をお借りして排水をいたしております。種々検討をいたしておりますが、下流域への隣接地権者、開発行為の予定者でございますけれども、そちらへの随意契約による払い下げ、これしか方法がないのではないかとということで、そういった方面で検討を進めておるということを申しております。ですから、そういった方向で払い下げについていま検討を進めておるという状況でございます。

川上委員

非常にわかりやすかったですね。坂平末雄さんに随契で処分するという答弁ですか。

総務部長

個人名ということではございませんが、下流域の開発者でございます。所有者は坂平末雄氏ではございません。

川上委員

下流域って、あそこのすぐ下は、真ん中でしょうも、その方の土地の。そのため池は。あれですか、社会福祉協議会をつくらうという土地の方、元市議会議員の、これもわかりやすいですね。元市議会議員の方でしょうも。

総務部長

いまお尋ねの下流域、開発行為を申請されておった方については坂平末雄氏ではございません。

川上委員

その方と違う元市議会議員ではないかと思ったもんですから聞いたんです。詳しい方がおられるようですので。それで、でも市のため池とその方の土地とは繋がっているんですか。ああそうですか。その方に随契で処分したいということなんですね。もう一度、申し訳ありません。

総務部長

いま言われましたとおり、この排水を円滑にするには開発を申請されておる下流域の所有者の方に払い下げをして、きちとした排水路の確保を、これを条件とした処分、これをするしかないのではないかとということで検討を進めておるということでございます。

川上委員

その方は何の開発をするんですか。

総務部長

先ほど言われました福祉施設ということで承っております。

川上委員

そちらは何のためにこの土地が必要なんですか。

総務部長

ため池が必要ということではなくて、いま私どもがため池の排水をするのに、流路確保のために下流域として、そちらの土地が最適でございますもんですから、そちらの土地をお借りしております。それしか流路を確保するすべがないもんですから、それでそちらのほうにこの排水路の確保ということで譲渡あたりもですね、一部の、お願いをしたわけですけども確保ができませんでした。お断りをされました。それで最終的には処分予定地でございますので、お買いただけないかと。流路確保を条件とした売却について検討できないものかというお尋ねをいたしまして、一応検討していただけるという状況でございますので、そういった形で事務を進めさせていただければということで、いま検討を進めておるところでございます。

川上委員

その社会福祉施設をつくりたいと飯塚市に補助金申請を出した方は、元市議会議員の方ですよ。さっき言った坂平さんという方と違う、別の。よく考えてみてください。元々このため池はなぜ壊れたんですか。坂平末雄さんの土地が許可もなしに掘削されて、土砂採取されて市のため池のぎりぎりまできたからじゃないんですか。水害があったというのもあるでしょう。しかし、いまの現状から見れば水害だけであそこまで壊れるわけないでしょう。壊されているじゃないですか、市の施設が。それにまず損害賠償請求しないとイケないでしょう。それが済んで、どう処分するかって話じゃないんですか。損害賠償のことはどういう議論になってますか。

総務部長

質問者のほうからかつても質問がございましたけども、この案件について弁護士とも協議をさせていただいております。それで、私どものため池の境界から、4メートルから5メートル引いての掘削でございまして、これをもって災害の影響だと、決壊の影響だということを立てることは難しいと、断言することはできないというご意見も賜っておりますし、このため池自体がもともと古く老朽化しておったということもございまして。そういった中で前回もご答弁したかと思いますが、私どもとしては掘削が原因ということ断言することは困難であるというふうに考えております。

川上委員

それは検討したのち、争うことはできないという判断をしたんですか。断言できないということと、争うことはできないということとはまた違うでしょう。どういう判断で争うことができないというふうになったんですか。

総務部長

争うことは、どんな案件でも争おうと思ったら争いはできます。ただし、本件の場合争っても勝つということについては非常に困難だという意見を賜っておりますということです。

川上委員

その意見は顧問弁護士なんでしょう。どういう理由でその弁護士は争ってもだめだというふうに言ったんですか。いくつかかいつまんで言ってください。

総務部長

先ほど言いましたように、ため池の境界、これから4メートルか5メートルは離しての掘削であったということから、直接的な原因をそこで立証することは困難であろうというお話であったということでございます。

川上委員

その4メートル、5メートルということがその弁護士の唯一の根拠ですか。争えないという。

総務部長

決壊の原因であるという立証が困難であろうということでございます。

川上委員

私は裁判の仕方はいろいろあると思います。しかし、こういうやり方を許しておけば、市の

財産はいくらでも食いちぎられてしまうでしょう。ここは私は損害賠償請求して争って教訓を与えないといけないと思う。こういうでたらめなことを4メートルならいいでしょ、5メートルならいいでしょうというのは許されないんだと、市は毅然として闘うと、市民の財産を守るために頑張るんだということを示さないといけないでしょう。それをせずに、そこで毅然とした態度をとらないで友好関係にある方の、社会福祉施設を申請していたとこですよ、そこに随契で譲ってしまおうというとな変な話じゃないですか。こちらで崩しておいて、友好関係にある方のところに随契で売ってもらおうと。こういうようなことになるんじゃないですか。しかもその方が元市議会議員ということになれば。大丈夫ですか、こんなことで。よくよくこの問題を調べて市の財産を傷付けられて処分させられてしまったということにならんようにしてもらいたいというふうに思います。終わります。

委員長

次に、青葉台団地の販売について兼本委員の質疑を許します。

兼本委員

この市有土地売払い収入でここに青葉台団地が2200万円という売り払いの目標額が書いてあるわけですよ。現在まで青葉台団地がどのくらいの区画があって、どのくらい売れたのか、そして残りがどうなっているのかというのを、簡単に結構ですから教えてください。

建築住宅課長

現在、区画数といたしましては、今回区画を調整いたしました関係で56区画ございます。現在までに売れた区画数が9区画でございます。

兼本委員

この2200万円という目標額があるわけですけど、これは何区画を売ったらこの目標額に達成するわけですか。

建築住宅課長

これが4区画を予定しておりますが、1つが大体700万円台ぐらいのを、それから500万円程度のものを3区画という形でいま計上させていただいております。

兼本委員

後牟田団地の上のほうにオーゼンというおもちゃ屋さんあって、あそこを区画してたくさん売っているところがありますよね。あの辺は1区画いくらで売っているか調査しましたか。

建築住宅課長

調査はいろいろして売り払い価格は調べておりますが、ちょっとあそこの部分は覚えておりません。

兼本委員

あそこも場所的には面積は少ないかもしれませんが、700万円までいっていなかったと思いますよ。これを造成したのはいつですか。売りやすいように面積の広いやつを小さくして56区画になったんでしょう。一番最初に売り出したのは、いつの時期ですか。

建築住宅課長

青葉台の分譲地につきましては、合併前の平成16年12月1日より募集を開始しております。

兼本委員

平成16年12月1日からと言いますと、数えますと9区画売れたのは1年に1戸ちょっと売れたぐらいで、今回4区画という形で予定をしているそうですけれど、これはいつの時期か一般質問か何かでやったと思いますけど、例えば青葉台団地を買った場合には、何年以内に家を建てた場合には固定資産税の減免がありますよとか、何がありますよとかね、そういう優遇措置でもつけないと、あの場所は稲築のほうには近いかもしれないけれど、庄内の学校とかは大変遠いですし、かなり土地勘もよろしくないようです。庄内駅の近所ですから、田川のほう

に通勤される方は結構いいかも分らんけど、飯塚に向かって通勤される方は車じゃないとできないというような地域なんですよ。これは目標ですから、例えばハウスメーカーさんが何区画売ると予定を立てたときには、どういうふうな方法で売るかということを検討しながら、それについてはいろんなPRとか宣伝をやっていくわけです。4区画の2200万円を売ろうとお考えのようですが、どういう戦術で4区画売ろうとお考えであるのか、意気込みをお聞かせください。

建築住宅課長

質問委員が言われますように、昨年的一般質問の中でも答弁しておりましたように、現在100坪程度というのが中心でございますが、かなり坪数が広がっておりますので、今回分譲地の一部を大体標準と言いますか、民間の分譲地の70坪から76坪ぐらいに今回区画の変更をいたしました。それと、あとはその分譲地の鑑定評価の見直しも今回一緒に実施をしたわけでございます。現在、1区画100坪程度で3区画あったところを、76坪程度の4区画に一部分を変えております。販売価格としましては青葉台の中でも一番安い販売価格の650万円程度の分がありますが、その鑑定の見直しと区画変更によって400万円ぐらいまでは下げられそうだという見直しをつけております。今後は委員がいま言われますように、PRの方法というのもありますし、区画を少し小さくしたことによって分譲地の値段も下がったということで、当分はこれをPRしていきたいとは思っておりますが、定住促進の面からも委員が言われますように、いま定住化促進検討委員会というのがございますが、その中でも青葉台の分譲が進むような施策ということで住宅取得の奨励金とかというような施策等も検討しているところでございます。

兼本委員

ちなみに私が住んでいる徳前でも、坪が10万から12、3万ぐらいでもなかなか買い手がおらんというように、非常に土地の単価が下がってるんですよ。公共用地というのは造成費とかがあるから、一気に下げたら、取得したときの単価から下げるのはなかなか大変だろうと思えますけど、しかし東京都とかあんなところでも建物が高くて売れない場合には、安く下げて、前に買った人から訴訟まで起こされても、単価を下げて売ろうということで努力したような例もあるんです。だから鑑定評価とか公的なことをやると、その土地の取引事例とか分からなくて、ただ造成費とか今まで入れたお金とかを金額に入れると、どうしても下がってこないと思うんですよ。はっきり言ってこれは1日も早く売って、売れば単価が安かったとしても、家を建てて人が住んでくれれば、固定資産税は入るし、市県民税は入るし、そういう形からいくと1日も早く売るという努力をする必要があると思えますけど、これは宅建協会などに販売委託はされているんですか。

建築住宅課長

今までにその方法をとっておりませんでしたので、来年度からそのようなことを視野に入れて斡旋手数料といいますか、そういうものを今度は計上させていただいております。

兼本委員

管財課のほうでは早くから宅建協会のほうに依頼してやってるんですよ。やっぱり行政が土地を売るというのは、ただホームページに載せるとか、市報に載せるとかだけでは売れないですよ。そういう形の中で、例えばいま9区画しか売れてないから、例えば単価が下がっても文句を言う人は9区画買った人だけです。今度買う人は喜ぶわけですから。だから単価を下げてでも1日も早く売るようにして、せっかく目標の2200万円という効果を掲げて努力されるということです。次の決算委員会のときにおりましたら、何区画売れたかということで、楽しみにしておりますので、どうぞ頑張ってください。

委員長

次に、児童クラブ利用料について川上委員の質疑を許します。

川上委員

44ページ、諸収入、雑入、児童クラブ利用料についてお尋ねをします。児童クラブ利用料は基本額が月額3,000円ということですが、類似都市との比較、他都市比較をすると、どういう位置にあるのでしょうか。

児童育成課長

資料では県内11市の状況を掲載いたしております。11市の利用料は3,000円から7,000円でございますが、平均いたしますと約4,400円でおやつ代も含んだところもございまして、その分を加味いたしますと約4,000円となります。飯塚市は平均より少し安く利用しやすい料金の設定になっているのではないかと考えております。

川上委員

合併前と比べると無料が3,000円になったり、1,500円が3,000円になったりしているんですよ。それで、今の瞬間でよその都市と比べてというだけでは、もちろんよろしくないんですが、減免規定はどうなっているのか、対象はどれくらいおられるのか、お尋ねします。

児童育成課長

市の減免規定では、生活保護世帯が無料。母子家庭、父子家庭、非課税世帯が2分の1で1,500円の減免となっております。それで、平成22年の4月1日までの平均児童数が1,865名おります。それで算定いたしますと、減免の対象児童数が505名で約27%となっております。

川上委員

先ほど学校教育課長が答弁された就学援助の比率が25%ですから、だいたい照応しているということでしょうか。今の認識で考えると、3,000円を値下げするということは考えたことがないですね。

児童育成課長

現状といたしましては、値下げをするということよりも、できる限り現行の利用料の維持に努めたいと考えております。

川上委員

定住化を図るということで、それが本筋かどうか分からないけれども、よその町よりは子育て環境、若い世代の負担が軽いということが大事ということがあると思うんです。この3,000円を1,000円値下げしたとすると、財源はどれくらいかかるか。試算があると思いますので、お尋ねします。

児童育成課長

平成22年4月の利用者1,899名で減免世帯を含めたところで試算しますと、1880万円必要となります。

川上委員

このくらいのお金は部落解放同盟の補助金の半分ぐらいですから、その気になればできるはずですよ。質問を終わります。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

他に質疑はないようですので、歳入についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:40

再 開 14:51

委員会を再開いたします。

次に、債務負担行為、地方債、給与費明細書についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、債務負担行為、地方債、給与費明細書についての質疑を終結いたします。

次に、総括質疑に入ります。初めに、質疑通告されております「市財政と市債公債費、基金について」、川上委員の質疑を許します。

川上委員

市長は施政方針を述べられる中で、本市の財政状況に関する認識を示されました。最後のくだりでこのように言われています。本市の財政運営につきましては、長引く不況により市税等の財源の確保が厳しい状況にあって、少子高齢社会の急速な進行による扶助費、医療費などの増加にも対応していかなければならない。そのため、あえて1と言いますが、1として、合併後のまちづくりを推進していく重要事業には合併特例債など財源措置の高い国、県等の補助制度を有効に活用していくとともに、2として、政策・施策の重点化及び事務事業の改善による歳出の抑制を図りながら、3として、財政収支の均衡のとれた健全な財政基盤を構築してまいる所存と、このように述べられたんですね。この認識とですね、施政方針の冒頭の重点的な位置づけを持った定住促進を図っていく上で、若年者を初めとする雇用確保等を講じることは本市にとって最重要課題であることから、結論的に書いてあるわけですが、述べられたわけですが、積極的に企業誘致に努めてまいる所存と。この分はかみ合わないんですね。それでまずお尋ねしたいのは市財政の現状認識についてですが、市財政は合併後、いわゆる健全化ですね、あなた方の言う、健全化の方向をたどっているのかどうか、根拠を示して見解を示していただきたいと思っております。

財政課長

まず合併後の本市の財政状況につきましては、先ほどの一般質問でございました、ご答弁申し上げましたものを市町村合併の効果と課題ということでまとめさせていただいて、議員各位にも配付させていただきましたが、市のホームページにも掲載しております。その資料を使って、ご説明をさせていただきたいと思っております。まず、決算額の推移でございます。平成18年度から、億円単位でお答えさせていただきますが、平成18年度の歳入総額が618億円で、歳出総額が約600億円でございました。形式収支では、この時点では17億円ほど出ておりました。平成21年度の決算で申しますと、これが歳入総額で584億円、歳出総額で言いますと568億円ほどになります。形式収支でいくと、これも17億円ほどの差が出ておりました。翌年度繰越財源を除くと、約12億円ほどの実質収支ということで、歳入歳出の規模がかなり歳出の抑制等で押さえられてきておりますし、行革の効果もありまして押さえられてきておることが言えると思っております。

それと市税の推移でございますが、市税の収入額が平成18年度128億円、19年度は140億円になっておりますが、これは所得税から税源が移譲されたことで、前年比で約11億円増額しておりますが、市税につきましては、平成21年度では不況の影響等もありまして、133億円ほどに減少してきております。23年度の予算でも131億円の予算を計上させていただいております。それと本市の収入の中でも大きな割合を占めております地方交付税でございますが、普通交付税と臨時財政対策債を加えました自主的な交付税総額でお答えいたしますと、平成18年度では152億円になっております。いったん19年度では143億円ほどに減額いたしました。平成21年度では161億円、22年度では179億円と増加をしてきております。23年度予算では172億円ほどの予算を組ませていただいております。

本市の財政状況を示します1つの指標であります、経常収支比率で申しますと、平成18年度では99%、平成19年度で101.1%、20年度も100を超えて101.4%ほど

でございましたが、平成21年度は交付税の増と人権費の減、そういった条件等がありまして、100を切ってますね、97.2%となっております。100を切りましたが、まだまだ高い状況ではないかと思いますが、行財政改革等の効果が徐々に出て来ているのではないかというふうに見ております。

あと基金残高でございますが、取り崩しが可能であります財政調整基金と減債基金を加えた額でお答えさせていただきますと、61億円でございます。平成21年度の決算では、約52億円と少し減少してきておりますが、22年度交付税措置等々と交付税の増額等がありまして、63億円ほどの残高を見込んでおります。市債のこの残高につきましても、平成18年度でいいますと、654億円ほどございます。これは、平成21年度の決算では535億円というふうに減少してきています。行財政改革等によりまして普通建設事業を抑制した中で施策を組んできておりますので、こういった影響で減額になってきておるといふふうに考えております。

川上委員

その説明はわかるんだけど、全体として市財政が合併後、健全化の方向をたどってるというふうに見ておるのかどうかという、トータルの判断をお聞きしたわけですね。まあ数字は示されたので、その数字に基づいてこうだという総合判断を副市長がされますか。

財務部長

先ほど財政課長が数字的なことを申し上げましたが、まず基金の分については若干平成22年度末では増加すると。地方債については減少すると。経常収支比率につきましても合併後、係数的には上がってございましたが、21年度決算については100を切ったということで、合併当初よりは改善しているというふうに判断いたしております。

川上委員

合併当初よりも改善と言うんだけど、プライマリーバランスを取るという目標でしたね。それについてはどのようにお考えですか。

財政課長

行財政改革の実施計画の第1次改訂版でお示しをしておりますように、平成25年度を目途にその収支のバランスを取っていくということで、それに向かって運営をしていくというふうに考えております。

川上委員

ですから、それとの関係ではね、今どういう地点にあるのかというのを市民にわかりやすく述べる必要があると思うんですね。もう達成したのか、どうなのかということですよ。

財政課長

平成25年度の収支のバランスを取るために、歳入の確保、歳出の抑制等に向かって、いま努力をしておるといふ途上であるというふうにとらえております。

川上委員

私は、このプライマリーバランスを取るということが必ずしも地方自治体の財政健全化というかな、の究極の目標ではないとは思っています。企業とは違うわけですから。住民福祉に果たす役割を持つ地方自治体の役割は別にある。だから、一つの目安にはもう当然なると思うんだけど、何が何でもそれだけは、それが達成できれば何とかなるということでも、また、ないだろうと思うんですね。

それで基金についてお尋ねしますが、現在61億円ということなんですね、財政調整基金と減債基金合わせると。それで、これがお尋ねしたいんですが、素直な気持ちで言うんだけど、仕組み債ですね、25億円でしょう。これは、原資は何ですかね。

財政課長

原資といたしましては、本市は基金全体で運用しておりますので、積立基金が17の基金が

ございます。総額が約152.5億円ほどありますので、そのうちの一部を使って仕組み債で運用しておるといふ状況でございます。

川上委員

そうすると、この仕組み債には財政調整基金と減債基金の分は入ってないんですかね。

財政課長

そのうちの一部ではありまして、また先ほどの152億円の中です、長期運用の可能な基金というのがございます。それが特別会計分も含めて約59億円ありますが、その中の25億円を仕組み債で運用しておるといふかたちで、この長期運用の基金の中には財政調整基金、減債基金は含んでおりません。

川上委員

そうすると、今の状況ではどれだけの効果があるかわからないけども、事実上の基金が別にあるというふうにも考えてもいいですか。

財政課長

事実上の基金という意味はちょっとあれですけど、仕組み債以外の財源調整に使える基金は仕組み債以外のところの基金にあるということによろしいでしょうか。

川上委員

いま仕組み債のこと言いましたけども、地域振興基金がありますね。簡単にはこれも解約してお金に換えて使いましょと、自由に使うというわけにはいかないんでしょうけど、この40億円だとか、この25億円っていうのは、その第2財源調整基金みたいに使えないのかということ聞いたんです。

財政課長

確か、前回の予算委員会でもお答えをしたと思いますが、地域振興基金につきましては合併特例債を活用して基金を積んでおりますが、償還した分については取り崩しが可能というふうにお答えしております。

川上委員

それではいま言われた、償還した分というのはどのくらいあるんでしょうか。

財政課長

平成22年度末で申しますと、12億700万円ほどになります。

川上委員

仕組み債のほうには、そういうのはないんです。とすると、第1グループが61億円で、第2グループが12億円というように、自由に使えるお金としてはね、考えられるという理解でよろしいですか。

財政課長

委員の言われる第1グループのほうは財源調整等には使えると。委員の言われる第2グループのほうのこの地域振興基金のほうは、基金の設置目的に沿った事業に充当して、その財源として使えるということになります。

川上委員

一定の制約があるけれども、まあいわゆる財源調整基金ではないけれども、住民福祉のために使うことができるというお金が12億円、これでは見えないけれどもありますよということなんです。

それからいま基金のことをお尋ねしました。それで借金のことなんです、先ほどの説明でかなり急速な勢いで借金の残りが減っていると。この5年間で100億円以上減っているんですね。当然、公債費もそれに伴った動き方をしていると思うんですが。それで既に発行している市債、既に借りた借金も返済していきますね。そうすると、5年後平成27年度の末にはですね、どのくらいまで縮小しますか。そしてそのときの28年ということになるのかな、公債費

はどの程度になるかお尋ねします。

財政課長

起債の現在高ですが、予算書の243ページにも記載いたしておりますが、平成21年度末の現在高が約532億円となっております。これは既に借り入れた分の21年度末の現在高で、この分が平成27年度には既に借り入れた分の償還が進みますので、約217億円ほどになります。そのときの既発分の元利償還金ですね、が、すみません、平成28年度ではですね、37億円ほどになります。

川上委員

そうするとですね、27年度末には217億円まで減って、翌年の28年度の公債費は37億円ということなんですね。それで私は必ずしも信用していないんだけど、国がその借金返しを地方交付税に入れて送るからという約束をしたはずの分は217億円のうちですね、いくらありますか。

財政課長

予算の資料のほうにもお付けしておりましたが、正確には平成27年度ですかね、の時点での試算が難しゅうございますので、今度つけている予算資料の市債のところにも書いていましたが、23年度末の現在高に対する交付税算入額が、約66.6%が交付税に算入されるという形になります。その率で申し上げますと、27年度末の217億円に対しまして144億円ほどが交付税に算入されるというふうに言えるのではないかと思います。

川上委員

そうすると、市が一般財源で返さないといけないお金はいくらになりますかね。

財政課長

217億円から144億円引きますと73億円ほどになります。

川上委員

そうすると、翌年の37億円の公債費のうち一般財源を持ち出すのは34%程度ということになるのでしょうか。

財政課長

大まかそういった計算でいいかと思います。

川上委員

そうすると37億円ですから、一般財源の対象としては12億円くらい、もうちょっとあるか、13億円くらいということになるんですね。これから、この借金の問題について話を進めるわけですけれども、この数字、この借金の返済の状況をどう見るかってことなんですね。5年後にはね、一般財源で返すお金は13億円になっていくわけですね。残高はそうだけど、公債費は37億円っていうわけですから、交付税措置されない分は13億円ということになるわけですよ。残りは交付税措置されるというわけですよ、違いますか。

財政課長

先ほど言った数字はそのとおりですが、委員が言われた既発債の分だけで残高と公債費を言わせていただきましたので、既発債分についてはそのような数字になります。

川上委員

そこは正確にしておかないと、財政課としては誤解を招いたらいけないということなんですよけど、そういう意味です。既発債、既に発行している市債に関してはそういうことになるということなんですね。この状況は5年前に、本市の財政危機の原因は何かと明らかにされた、そしてたびたびその後も数年間ね、言って来られた。つまり、過去の起債の公債費負担が重いということでしょう。それから、少子高齢化による負担もふえていると。それから、何て言われましたかね、三位一体改革してくれて頼んだけど、ろくなことはなかったということだったですね。このうちですね、これ発行した借金の分言えば、いま言ったところまで負担が減

るわけですね、当たり前って言えば当たり前ですね。市の職員に多大な犠牲を押しつけ、市民にも犠牲を押しつけて、120億円を超える負担をかぶせてきたわけだから。今度同じ額を中心市街地活性化で使おうというのですから意味がわかりませんが。だからこれは全体としてね、多大な犠牲の上に財政健全化がこういった形で進んでいるというふうに言えますか。どうですか。

財務部長

委員申されますように、合併してからは財政状況厳しい中、行革に取り組んでおります。先ほど申されましたように平成18年から21年、決算ベースで約128億円から129億円の効果を生み出してしております。先ほども申しましたように、この中で財政調整基金、減債基金の残高が46億円ございます。これで端的にこれを差し引きしますと、83億円という数字になります。もし行革に取り組んでなければ、基金を取り崩しても83億円の財源不足を生じておるといような状況でございます。そういうことになれば、赤字決算という形で、いま法律であります地方公共団体の財政の健全化に関する法律、これの赤字が11.72%、金額にすれば37億円程度ですが、この数字になれば早期健全化団体に指定されまして、それに対応した健全化の取り組みをしなければならぬと。それともう一つ、赤字の額が大きくなります財政再生基準、これは20%でございます。これは標準財政規模の20%、これが63億円程度で、これを比較しますと83億円はとうに過ぎた数字になっていますので、そういう団体に指定されて、再建の取り組みをしていかなければならないという結果になっております。これは結果でございますが、そうならないためにも、今までの行財政改革に取り組んで現在まで至っているところでございます。

川上委員

私は根本においてはね、憲法が地方自治を基本的人権だとかを保障する土台として位置づけて、自治法があり、そして財政的にそれを支えるために財政調整機能と2つの機能を持って出してるわけですから、この地方交付税の税率アップを主張して、法律にもあるわけだから頑張るべきだと思うんですね。単純に民主党政権が言ってるような三位一体改革の延長線にある地方主権、自分で頑張んなさいよと、財政もというわけにいかない。やっぱり、国が地方自治体の財政は責任持つというところが重要だろうと思うんですね。その上に立って、本市の独自の努力はどうかということだと思います。それで、そういった点でいうと市長が施政方針で述べられたように、収入をふやす努力をする、企業誘致はどうかと、住民福祉を向上させて人が来れるようにする、出ていかにないようにするということはどうかと。教育も同じです。そこから辺は一致するわけですね。順番は問題があると思います。ポイントになるのが合併特例債です。もともと借金は住民にとっては、昨日も言いましたけど、これは市の借金ですよ、これは県の借金ですよ、国の借金ですよとは分かれぬ。同じように重なってきて住民を苦しめるわけだから。だから我々は市の財政のことだけで住民の苦しみを考えるわけにはいかないと思うんですけど、それにしても一般会計で、この合併特例債を適切に、本当に、表現は見つかりませんが、爪に火を灯すようにどうしても必要だと、これはこういうふうな、将来公債費の負担を大きくするんだけどやむを得ないという判断をね、かなり慎重にやって一般会計においてする場合があると思うんですね。

しかし、同時に重要なことは、今回の審査を通じて感じたことは他会計への応援ですよ。くださいと言われたらよくわからんけど出しましたと、皆そうでしょ。明星寺の浄水場のこととかね、もうよくわからないんですよ、原課も。財政課はわかってるかもしれない、しかしその数字がね、これだけ要求しているけどその意味がわからない、本当に必要なのかね、緊急性があるかどうかもわからない。企業会計は長期プランを持っているからどんどんやりたいというでしょう、その中にどれだけむだ遣いが含まれていても。ですから、合併特例債の生かし方については有利な側面だけを強調するのではなく、将来にどれだけの負担があるのかまでよく

考えないと。申し上げたことがあると思いますけども1991年バブルが飛んで日米の協議の中で10年間で430兆円内需拡大をやってくれと、すぐ今度は640兆円でしょ。そういう中で無駄遣いが全国的に展開されて1千兆円まで中央、地方でなってきた、ギリシャだとか何とか言われている。その時に使われたのが後年度負担方式じゃないですか。最初は補助金だったけど。このむだ遣いのできるような金の準備をするわけですよ。だから、今度これが、合併特例債がそのように使われてはならないと思うわけです。だから適用範囲が広がったことはね、よい面もあるわけですよ、水害対策とか。しかし同時に十分に注意をしないと、ものすごい犠牲の上に成り立った今の状況が一気に水泡に帰す危険があると思うんだけど、私の考え方については市長はどう思われますか。

副市長

合併特例債と言えども市債であることはその通りだと思います。ただ、合併特例債は合併した市町村のいろんな形にある程度優遇された制度でもあります。もちろん、だからと言ってやみくもにこれをどんどん使えばいいというもんじゃないということは十分に承知しております。また、これを使うために事業をすべきでないということも承知しています。必要なものにきちっと手厚い財源の裏打ちのあるこの特例債というのは、できれば活用していきたい。そして後年度負担も当然のことながら、これはどのくらい来るかということの計算の上です。やっていかないといけないというふうに思っています。他会計についても闇雲にやってるわけではありません。明星寺の分についても工業用水の全体です。あそこで水を作っているうちの工水の分の負担の割合の分を、きちっと必要な分を払っているということで、きちんとそれについて一般財を単純に使うのはなかなか財政負担が大きいので、合併特例債で措置して、そうすると一般会計のほうの財政負担が少ないという形の中でやっておるわけでございますので、その辺は一つ理解をしていただきたいというふうに思います。それと先ほどから財政全般なことにつきましても、平成18年当初に比べますと現在は多少危機的な状況からは少しは脱したのかなと、これは行革のおかげです。行革というのは別に取り立てて私は騒ぐ必要がない、変な意味ですけど騒ぐ必要がない。行革というのはずっと、我々にとってはずっと公務員である限りはついてくる話です、経費を節減して効率的にやっていくというのは、ただそれを一時的に行革という名を借りてかなり厳しいこともやってまいりましたけど、これは通常の業務で行革、これは当たり前のことですから、取り立てて言うことではないと私は思っています。ただ、先ほど示した中で、その中で一番大きなものは、私は交付税だと思っています。先ほど言いましたように23年度で172億円、19年は143億円ですから、その当時から比べると交付税だけで30億円増えたということですから、これが積み重なれば、これがなかったらおそらく行革をどこまで追っかけていけばいいのかなという状態がまだ続いているだろうというふうに思っています。ただ、将来は1本算定になった時に一般財源が30億円近く減るということはどこかで絶えず念頭に置いてですね、財政運営をしなければならぬし、また、合併してこれから新しい飯塚市になったねということで、そういう政策的なことですね、使っていくことも必要ですので、そういうことを十分出と入を考えながらですね、財政運営を図っていきたいというふうに考えております。

川上委員

行財政改革の話が出ました。本市の行財政改革の特徴は大局的に見れば、ちまちまと住民の暮らし、福祉を削ってね、ドンと無駄遣いに使うと、ある幹部が言っていましたけど、まさにそのとおり。無駄を削って、暮らし、福祉に回していくというのが行革ですから。そこをね、逆立ちさせていく仕組みが、今ないかということなんですね、その仕組みがね、産炭地振興基金の助成金だったり、それから合併特例債であってはならないと思うんですね。共産党がいま非常に危惧するのは、合併特例債を100%利活用するという総合計画の規定があるでしょう。これ改めましたかね。あったんですよ。取ったなら取ったで、それにもないんだよということ

をね、明確にする必要がある。嘉麻市なんかはね、飯塚市が100%利活用とか言ってる時に、最初からないんですよ。もう将来返す力ないだろうということ。ですからね、それが危惧されるわけです。歴史の記憶に残ってるよね、ろくなことはないと思います。

それで、先ほど副市長も言われましたけど、合併特例債については慎重ということと同時に、国に対して、言われましたかね、使用期限のね、延長、大幅延長をね、やっぱり要求するべきだと思うんですね。それを合併特例債と呼ぶかどうかは、名称はどうでもいいと思うんですよ。大幅延期を要求する必要がある。それから、今日はもう議論しませんけど、交付税の算定替えの時期についても大幅延長を要求すると。この算定替えを理由にして、合併特例債を今使え今使えということになってくるとね、逆立ちした議論になると思うんですね。そうすると、額は大きいほうがいいとかいう話になってくるんで、気をつけないといけないと思います。この間の齊藤市政のもとでの行財政改革の実施、財政運営について、また論ずる時が来ると思いますけど、今日はこの程度にしておきたいと思います。

委員長

「ごみ袋代処理経費について」、川上委員の質疑を許します。

川上委員

ごみ袋代とごみ処理経費について、2、3お尋ねしておきたいと思います。ごみ収集委託料6億1482万6千円ということになってますが、この数字の考え方について、大きい話になると思うんですが、お尋ねしたいと思います。

環境施設課長

平成23年度予算計上いたしまして、6億1482万6千円の計上をさせていただいております。これにつきましては、平成21年度に飯塚地区でやっておりました7分別を収集拡大するというかたちの中で、平成21年度からやっております。その中で、合併当初からそれぞれ地域の方で料金体系がそれぞれまちまちであったものをある程度地代の原価を計算いたしまして、その統一のもとに、可燃ごみ、不燃ごみ、それから空き缶・空きビン等、それから今回新しくなりました資源ごみ等について、あらかじめ統一したかたちの中で、平成21年4月から実施させていただいております。

川上委員

ごみの減量化の状況をお尋ねします。資料がありましたでしょうか。資料があれば、資料を紹介しながら、説明して下さい。

環境施設課長

ごみの資料につきましては、今回提出の要望がございませんでしたが、整体的にごみ処理の状況でございます。平成20年度の水害、それから、田川地区の受け入れ、21年水害を除きます通常の収集ペースで申し上げますと、飯塚市全体で合併後の平成18年を100といたしますと、平成19年度は約2.8%の減、それから平成20年度の特異要素を除いたところにつきましては、4.2%の減、それから平成21年度分については9.4%の減、平成22年度のごみ処理の見込みでございますが、約43,222トン、平成21年ベースで考えますと、約4.1%の減となることを予測しております。

川上委員

委託業者の収集状況が提出資料の53ページに出てるんですね。それで、私は過去にごみ収集量が大幅に減少してですね、委託料にそれがそのままのかたちで反映するということがないかどうか、お尋ねをしたんですよ。その時に、業者の方々との協議はどうなっておるのかと、やってるんだったら、市民の目の前でやってくれというお話をしたんですね。今回、業者との協議状況という資料が出ておりますが、この辺の状況を説明してもらえますか。

環境整備課長

業者との協議状況について、ご説明させていただきます。各個別ではなく、大別したところ

でご説明をさせていただきます。まず、平成19年2月、3月にあります嘉飯山地区環境整備事業協同組合との会議ですが、これは本市のごみ収集委託業者及び委託業者が加入する組合との協議でございます。協議内容は新市発足後1年を経過した当時、ごみの収集方法や収集回数、分別区分、委託料の計算方法等が合併前の状態であるため、新市として早期統一に向け、問題点、課題等について協議いたしております。平成20年5月から10月までの会議の内容でございますが、本市が考えます新市での統一したごみの収集方法や収集回数、分別区分などを委託業者に提示し、実際にそれで各地区のごみ収集が出来るかどうか、問題はないか等について協議するとともに、各地区の収集ルートの見直しなどを含めたシミュレートを行っております。また、10月の協議におきます委託料につきましては、各地区合併前からの委託料を統一した計算方法による委託料へ変更を予定していること等について協議いたしております。平成21年5月の協議は、当時、新型インフルエンザが流行しておりましたので、し尿業者を含め、収集作業員の状態により、本市廃棄物処理への影響が出ないように収集体制や患者が出たときの対応などについて、協議いたしております。

川上委員

私が先ほどお話ししたようなごみ減量化とですね、委託業者の収集量の低下とのかかわりで、委託料をどうするかという点で課題整理をされておるのではないかと思うんだけど、どういう整理をしているか、お尋ねをしたいと思います。

環境施設課長

ごみ収集の委託料の関係ということでございますが、先ほど答弁いたしましたように、平成22年度のベースと比較いたしますと、平成23年ベースで約111万1千円の減額をいたしております。これにつきましては、支所管内の7分別導入の収集体制も変わりましたことから、平成21年4月に収集料金の見直しを行っております。ただ、一部店舗で資源プラの収集箇所が減りましたので、その分の減額ということで、今回の平成23年の予算を計上させていただいております。しかし、一般の収集ルートでございますが、ごみがあるにかかわらず、収集ルートを収集する必要がありますので、基本的には委託料金の変更はないというふうに考えております。

川上委員

課題整理はそれぐらいですか。

環境施設課長

平成21年4月から、先ほどお話し申し上げましたように、7分別収集体制の4地区を含めた中で拡大したという等々で、いま話を進めた中で、実際に実施して3年ということでございますので、特別今のところ大きな課題というところまでは至っておりません。

川上委員

ごみ減量化はですね、さらに急速に進んでいくと思うんですよ、人口も減るわけだし。もう13万人切るのは時間の問題でしょ、それは残念なことだけど。それから、このままではね、事業所の事業活動の停滞、後退というも避けがたい状況にあるわけですね。それから、もちろんな行政の取り組みとして、市民の取り組みとして主体的な問題として、ごみ減量の意識があるわけですから、相当減ってきますね。だから、先ほど9.何%とかいうふうにも言われましたけど、それを上回る減り方をここ数年でするんじゃないですか。そういう状況の中で、委託料問題点というのは大きな課題になってくると思います。雇用の問題ももちろんあるでしょう。ですから、かなり相当大的な課題だと思うんですね。そういう整理、こういう課題があるんだということを共通認識にしておく必要があるんじゃないかというふうに思います。それで、そういう中でね、最後ですが、ごみ袋代ですね、こういうごみの減量、清掃工場の状況、収集活動の状況の中で、今のようにやみくもに値上げした高いごみ袋をね、旧自治体の4町にも押し付けて、このまま推進してよいのかと。ごみ袋で行財政改革がどれぐらいですか、30億円ぐ

らい進んだんじゃないですか。130億円とか言われるけど。こういうようなね、ごみ袋の市民負担というのはね、今後の大きすぎるごみ袋の負担というのは、今後のごみ減量化を始めとしたごみ行政、ごみ処理行政のマイナスになると思います。ですから、元に戻すとかね、さらに負担を軽減するだとかね、様々な工夫が必要になると思うんだけど、そういうことを検討されませんか。

環境施設課長

先ほどのごみ袋代ということでございますが、先ほど答弁いたしましたように、ごみ処理の処理料につきましては、災害や近隣のごみの受け入れ等を除けば、年々減少している状況でございます。しかしながらごみ処理費は燃料の価格や修理の増減によります変動もございまして、一概にごみが減量したからといって処理費用が下がることはないというふうに考えております。このごみ袋につきましては収集運搬経費などを含めたごみ処理経費の、旧飯塚市のごみ処理経費3分の1という形の中で踏襲いたしまして、受益者負担の原則に基づきまして市民の皆様方にご負担をいただいております。この原理に基づきまして可燃ごみの大で計算いたしますと、平成21年度につきましては約92円、平成22年につきましては95円と、現在の大の袋を70円という価格設定をさせていただいております。

川上委員

だから考えないということですか。そういうふうに考えないで、私は大きく括って提案したつもりなんです。今の飯塚市の清掃行政、ごみ処理行政を進める上で、このように高いごみ袋を市民にやみくもに押しつけてはうまいんじゃないかと。それで市民の負担軽減にもなるし、ごみ減量化時代のごみ袋代の負担とはどのくらいのものなのかと冷静に考えてね、最初から30%とか言わないで、もともと0なんですから、十何年前までは。それでやってきたんですから、オートレースがあろうと、なかろうと。冷静になって考えてもらいたいと思うんです。

次に移ります。子どもの医療費無料制度の充実ということ。市長は昨年市長選挙のマニフェストで、医療費について、子ども医療についてどういうふうに位置づけられましたでしょうか。

企画調整部長

市長マニフェストではすぐに行う重要政策の中で、安心して子どもを産み、育てやすいまちにします。その中で小学校3年生までの医療費無料化ということで、就学前から小学校3年生までに拡充するということがマニフェストには記載されております。

川上委員

ことしの1月から一部負担はあったものの、拡充されたんですね。私は一部負担については残念と思うけれども、市長の見識だと思いました。それで効果がどうかということもあるかもしれないけれども、市民からどのように喜ばれているか、把握されてますか。

健康増進課長

先ほど委員おっしゃいましたように、本年1月から3年生まで拡大して実施をしているところですが、まだ拡大して今月で3月ですので、中には低学年のお子さんをお持ちの保護者の方からは、小学校に上がったばかりでけがをよくするんで、無料化に対しては非常にありがたいという意見は承っております。乳幼児医療全般につきましては、飯塚市は平成18年度以降を県事業に先駆けまして毎年のように拡大して、現在の小学校3年生まで拡大しております。その拡大の過程におきましても、乳幼児をお持ちの保護者の方からは非常に助かる制度だというようなご意見は賜っております。

川上委員

これは市民のためになる施策だと思いながら打ち出したときは、本当に市民が喜んでくれるかどうかよく聞いたほうがいいですね。学校教育分野でその声は聞いてませんか。対象を広

げてもらって大変喜ばしいとか。

学校教育課長

2つの小学校でございますが、やはり小学校1年から小学校3年まで拡大していただいたので、子どもはとかく病気がちでけがもしやすいので、病院にかかる回数が多いので非常に助かるというご意見がございましたし、もう1つはインフルエンザが流行っておりますが、その関係で子どもはインフルエンザの予防とか、そういった面でも非常に助かっているというような声は学校現場のほうからは上がっています。

川上委員

保育課にも聞いてみたいところですが、いい声が上がっていると思いますので省略しますが、この制度を実現する上では、必ずしも少ない額でできたと言えない面はあると思うんですけど、他の無駄遣いと比べれば、私が指摘する、比べればやろうと思えばできたことだと、もちろん思います。これを共産党は全国的に国の制度として位置づけて、地方の頑張りを加えてやれば中学校3年生までやれないことはないんじゃないかと。大企業が244兆円貯め込み金を持ってるということで、そこにも着目して考えるんですけど、それは別にしても小学校6年生まで本市がさらに拡充しようとするのとどれくらいお金がかかるかというのを試算してもらっています。試算の観点もあると思いますので、少し説明していただけますか。

健康増進課長

お手元に資料を提出しておりますが、資料に基づきまして説明をさせていただきます。上段の表の下段の0歳から小学校6年生までのところになりますが、小学校4年から6年生までで対象人員といたしましては3,136名、対象医療費の見込みといたしまして7772万3000円、今年度1月から実施しました自己負担制度と同様な形で負担をしていただきますと、市の持ち出しとしては5780万9千円というような形になります。

川上委員

この質問を終わります。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:53

再 開 16:04

委員会を再開いたします。

「総田工業団地関連事業と企業誘致活動」について、川上委員の質疑を許します。

川上委員

先ほど思わず紹介してしまいましたけど、施政方針は冒頭に重要施策として3つの柱を打ち出したんですね。学校再編整備、それから浸水対策、中心市街地の活性化なんですね。この柱とともに定住促進を図っていく上で、若年者を初めとする雇用確保策を講じることが最重要課題であるということになっているんですね。そうすると、最重要課題であることから結論は何かというと、先ほど言いました企業誘致ということになっているんです。そうすると、本市の企業誘致の位置づけが今後のまちづくりの成否を決めていく、そういうことなんですね。これは4年前と変わらないんですね。ですから、私はまず4年間の企業誘致活動をどういう面で成果としてとらえ、それからどういう課題が残ったのか。齊藤市政第2期でどういうふうに改善して打ち出していくべきかという組み立てが当然あるだろうと思うんですね。そこで、4年間なりを振り返った総括、名古屋事務所を撤退したということもありましょうけど、総括という話がなかなか難しいかもしれませんが、振り返ってどうかということこそをまずお聞かせください。

企業誘致推進室主幹

齊藤市政1期目の4年間の総括の企業誘致の状況ということで、非常に大きなお話で私ども

のほうでお答えするのはいかがなものかと存じますが、北部九州おしなべて申し上げますと、自動車関連産業の集積が整いつつありまして、県を中心に自動車100万台構想から150万台構想へと移行するという流れの中で、新たな工業団地の造成にとりかかり、なおかつ自動車産業のメッカであります愛知県名古屋市に事務所を開設いたしまして企業誘致の活動に取り組んでまいったというところではございますが、開設いたしました平成20年9月のリーマンショック以降大変経済状況が厳しくなりまして、大変残念ではございますが、まだ誘致につながっていないという状況でございます。

川上委員

それはわかっているんです。だから何をどう考えるかと、これからに向けてね。それが総括というか、振り返ってということだと思っただけですね。何を反省とするのか、どういう教訓を得るのか、今後どういう方向を目指さないといけないのかということじゃないですか。そこはもうあまり考えてないですか。

企業誘致推進室主幹

先ほど申しましたように、平成20年秋のリーマンショック以降自動車業界にかかわらず経済全体が冷え込んだという状況で、新たな設備投資を差し控えられるという動きがございました。そういう状況を踏まえまして、今後世界的な経済の動向の中での日本、あるいは九州、とりわけ北部九州筑豊といったところでの経済を見据えながら、成長産業を中心に幅広く情報を収集いたしまして、1日も早く誘致ができますように誘致活動を引き続き粘り強く展開してまいりたいというふうに考えております。

川上委員

じゃあ、いちいち反論しないで続けて聞きますね。いま最初に施政方針を紹介しました。この極めて大きい課題を名古屋の事務所長、まだ名古屋の事務所長なんですかね、が答弁するということはどうかと思うんだけど、今後の目標はどのように位置づけておられるかお尋ねします。

企業誘致推進室主幹

新たに造成いたしました鯉田工業団地は全部で5区画でございます。この5区画に企業を誘致したいと。その前に造成いたしました目尾工業団地もでございます。あるいはまだ売れ残っておりますリサーチパークもございまして、を含めまして、市内全域にございまして遊休地も視野に入れながらの誘致活動を続けてまいりまして、1つでも多くの企業を誘致したいというふうに考えております。

川上委員

副市長、答弁しないでいいですか。あのくらいの答弁で。

経済部長

ただいま企業誘致にかかわりまして、名古屋事務所を活動拠点とした営業活動の展開につきまして所長のほうから答弁をいたしました。この名古屋事務所開設の3年間で、やはりこの企業誘致をめぐる状況というのは大きく変化をいたしております。当然のことながらリーマンショックを引き金とした長引く経済不況という大きな1つの転換点もございました。そうした中でも昨年の秋以降、北部九州の自動車関連の新たな動きも出てきた状況がございまして。それに、やはり環境を主体とする現在、設備投資に向けた動きのある業種等々もありまして、そうした設備投資を考えてある、動きのある業界あたりを今後は積極的にターゲットとしながら企業誘致活動を進めていきたいというふうに考えております。なおかつ近年ではアジアをマーケットとする企業立地等も数件実例が出てきておりまして、こうした新たな福岡県下の企業立地の動きもしっかりとらえながら、企業誘致の1つのターゲットとして今後は事業展開をしていきたいというふうに考えております。とにもかくにも所長が申しましたように、名古屋事務所まで培った人脈につきましては、今後もこの福岡の地から名古屋のほうに出向きまして、九州

進出を検討してある企業さんとはしっかりコンタクトをとっていきたいと思いますし、今後いま申しましたような新たな事業展開につきましては、本庁を中心として、事業展開を拡大してまいりたいというふうに考えております。

川上委員

気持ちはわかりますけど、目標ですよ。施政方針に書いているでしょう。あなたが書いたわけではないかもしれないけど、定住促進を図っていく上で、若年者をはじめとする雇用確保策を講ずることが、本市にとって最重要課題であることから、積極的に企業誘致を努めてまいる所存である、もうこれしかないんですよ。定住促進、雇用確保でね、商業のこともなければ農業のこともない。企業誘致一本槍。あとで修正していただきましょう。それで、そうなるんですよ、しかし。そうすると目標、何年までにね、これぐらいの雇用が見込める企業をいくつというのは言えないのですか。

経済部長

まず1点目ではありますが、企業誘致だけが定住人口の拡大に向けた施策というふうにはとらえておりません。確かに企業誘致を実現することによりまして、企業の進出、そこに雇用の創出を生み出し定住促進につなげたいという思いは持っておりますが、2つ目の中心市街地の活性化につきましてもまちなか居住を推進するという中で、定住人口の確保あたりができてくるのではないかと考えているところであります。それから2点目の、企業誘致の具体的な数値目標ではありますが、これにつきましては先ほど企業誘致推進室主幹が答弁いたしました現状といたしまして、鯉田工業団地を視野に入れたいいくつかの企業さんと現在交渉中でありまして、その交渉を何とか現実のものとしたいというところで現在頑張っておりますので、具体的に何年までに、例えば2つの企業を誘致してそこに50人の創出を図りたいというふうな、具体的な今のところ数字等、目標というものはお示しすることができません。

川上委員

あなたはがんばるプログラムというのを知っているでしょう。これではね、平成24年までにいくつ誘致するというふうになってますか。

経済部長

おっしゃっている「がんばるプログラム」というのは、福岡県の推進している、がんばる何とか事業というものでしょうか。

企業誘致推進室主幹

企業誘致に「頑張る市町村」というものに選定をいただいた事実はございます。九州では飯塚市と熊本県の大津町でございました。手元に資料がございません。誠に申しわけございませんが、はっきりした記憶がございませんけども、たぶん質問者ご指摘の点はそのことだろうと思っております。

川上委員

福岡県が150万台とか100万台とか、適当なことを言ったときに、飯塚市が手を挙げて平成25年までに3つとか言ったわけですよ。それは福岡県は絶対忘れないわけですよ。で企業誘致の最前線に立った名古屋の所長がね、よくわからないと、数字が。経済部長がね、そういうものがあつたことを知らないわけですよ。それであなた方が本気で企業誘致を行うと思っているのかどうかね、非常に心配ですよ。きのうから生活保護行政の分野でね、就労支援がどれだけ大変かとかね、いま生活保護のことだけ言ったけど、各分野で仕事がなくともう大変というのが皆さん方もわかるでしょう。そういう中でね、定住促進と何かきれいな言葉を使って言ってるんだけど、飯塚が本当に貧困にあえぎ明日をどうしようかと苦しんでる人たちが、仕事したくて仕方ないわけでしょう。いろんな仕事があるんですよ。その中の一つとして、あなた方はどこから企業を引っ張ってくるわけでしょう。私は、これが中心課題というふうには思わないけども、あなた方は位置づけてるわけですよ、そのように。位置づけているならね、

それらしい総括と方針を持つべきでしょう。それで反省点としてはね、企業呼び込み方式というのがよいのか、この穴ぼこだらけの工場団地造りましたから、差し支えなかったら来てくださいという、工業用地を造ってそこに来てくださいというやり方がね、企業呼び込み方式がもう全国的に失敗してるじゃないですか。提出資料の65ページでもね、どこですか、もうやめておるじゃないですか、途中で。それからオーダーメイドで、造成完了時期が確定しないとかあるでしょう。あなた方の資料ですよ、65ページ。だから、この企業呼び込み方式は全国的にも失敗している、飯塚でも失敗した。もう連続的に失敗しているわけですよ、90年代以降。ここのところをね、考えないといけない。で、企業誘致に飯塚市の未来を預けるわけにはいかない。だから、総括からこの間の頑張りの具合からいうとね、位置づけを変えるということじゃないですか。定住促進のためのさまざまな努力の中の一翼を担うというふうにしなればね、無理だと思いますよ。やる気もなさそうだし。だいたいね、工業用地、それから工業用水でしょう。工業用水どうなってますか。工業用水どうなっています。単価はどうで、供給能力はどうなってるのか。経営状況もお尋ねします。

産学振興課長

工業用水につきましては、いま契約水量は1日462立法メートルで年間給水量は約9万立方メートル出しております。単価は契約の水量にもよりますが、おおむね1立方メートル当たり30円ということで、おおむね年間530万円程度の収入がっております。

川上委員

後牟田の日本タングステンが150立方メートルでしょう。それから大塚石材が50立方メートルでしょう。それから潤野が沢井製薬170立方メートル、それと津島スズキが42立方メートルと、4社ですよ。それで、この工業用水はどうするんですか。継続するんですか。これがないと企業誘致はできないんじゃないですか。この工業用水、どうするんですか。

産学振興課長

この工業用水につきましては、これまで企業誘致の際に工業用水が使用できるということで誘致した企業もございますし、また工業用水を使うために多額の設備投資をされた企業もございます。したがって、今後ともですね、この工業用水を使用する企業を増やしていくような努力をしていきたいというふうに考えております。

川上委員

あなたの考えと監査委員の考え方は全然違う。監査委員の意見書はご覧になりましたか。

産学振興課長

見ております。監査委員のほうでは、企業誘致も進まない、利用者もふえない中では廃止を含めて検討したらどうかというようなご指摘があったというふうに記憶しております。

川上委員

この監査委員の意見は、どこか市の正式なところで議論されて、遠藤室長が言われたような見解を示したんですか。

経済部長

質問者ご指摘の監査委員の意見書につきましては、私も内容を承知いたしております。上下水道部局と、工業用水として利用を促進いたしております私ども経済部と、昨年秋に会議を持ちまして、今後のこの産炭地域小水系用水道事業の現状と課題ということで、今後の方向性をどのようにするかということで打ち合わせをいたしております。その会議におきまして、ただいま産学振興課長がご答弁申しましたように、現在使用されている企業さんは4つの企業でございます。使用水量等も4,650トンの10分の1程度の使用でしかないということもございしますが、企業が現在そうした工業用水を使うということで設備投資をされていること、それから、現在その4つの企業さんで350名の雇用が発生、確保できております。そうした現状であることなどを考えまして、今後の工業用水については現状維持していきたいということ

に、私どもとしては考えております。

川上委員

工水じゃなくても上水でもいいじゃないですか。なんていうことないでしょう。日本タングステン、日量150トンでしょう。この30円が市民と同じように150円になったとしてもね、いくらですか、1日。大したことないですよ。それでね、監査委員はこう書いているんですよ。収入の確保を図るとともにもっと水を使えというわけにはいかないから、企業誘致でしょう。あるいは値上げするというわけにも簡単にいかないでしょうから、企業誘致なんですよ。企業誘致するとともに、経費の見直しと。この2つでね、累積欠損金の早期解消を目指して、抜本的な対策を講ずると言ってきたと。しかし、その結果は全く見られず、現状追認となっており、これからすごいんですよ、その責任の所在もあいまいであることから、すごいでしょう、事業の存続について速やかに最終的な決断を下せと。最終的な決断を下せ、要するに廃止しなさいということを監査委員は言っとるわけですよ。しかし経済部長はこの350人の雇用を人質にとってね、存続しますと無責任に言ったけど、先ほど言ったように水はあるわけですよ。もうあるのにまだつくるって言っているわけだから。今の段階では水はあるんです。それで企業誘致に戻りますけど、この工業用水、日量400トンぐらいということになってますけど、仕様はね。能力はどれぐらいあるんですか。

産学振興課長

工業用水につきましては4,600トンほどでございます。

川上委員

その数字は本当ですか。

産学振興課長

給水能力としましては、1日に4,650トンでございます。

川上委員

もう少し大きいかと思いましたが、それにしてもね、実際に供給しているのは10分の1程度ということなんですね。この現状に責任の所在があいまいと。私はこれはたどっていけば市長ということになるんでしょうけど、経済部長の責任が大きいと思うんですよ。どんどん変わっていくんだから。私一人ではありませんということだと思っただけど、経済部長としてはこの問題についてはどうお考えになりますか。10分の1しか使っていない、水は。そして累積赤字は、ああ聞けばよかったですね、ものすごいんですよ。それでね、ものすごいんですよ、とにかく。これについて、経済部長は自己点検というか反省というか、今度こういうふうに企業誘致を打ち出すにあたって考えられたかお尋ねをします。

経済部長

ご指摘のとおり、1日給水能力4,650トンを要する施設が、実際の給水が約10分の1、462立方メートルしか行われていないと。その結果、大きな累積赤字が生まれております。先ほど質問者からご指摘のございました監査委員の厳しい指摘も正直、私承知いたしております。私が経済部長を担当するにあたりまして、前任者からもこうした産炭地小水系事業の大きな問題・課題があるということで引き継ぎを受けました。これにつきまして、やはり経営状況を改善するには企業誘致を行い、対象企業をふやすという方法もございしますが、もしこれをやめた場合、いま質問者ご指摘のとおり160円と30円の差ということでありますが、これを企業さんに上水を使って負担をしていただくということになりますと、試算をいたしましたら1170万円程度のいわゆる水道料金の新たな負担を企業さんに強いることになります。そのほか調べてみますと、この上水を利用されている企業の設備の改善でかなり大きな企業さんへの負担が生ずるということも明らかになってまいりました。そういったことを総合的に判断いたしますと、この市内に進出された企業さんはこの工業用水が使用できるんだということで企業立地を決断されたというふうに、要件の1つとして決断されたというふうに聞き及んでおり

ます。そうしたことから、この産炭地域小水系が産炭地域の浮揚を図るため、市内進出する企業の用水確保を目的として整備されたという1つの飯塚市の施策展開であるということを考えれば、今この段階で赤字解消のためにこの事業を中断、休止するということには大きなリスクがあるというふうに判断をしているところであります。

川上委員

私はその判断を聞いているわけではないんですよ。責任の所在が問われているんだけど、どう責任を感じているかということ、明確ではなかったと思いますけど聞いているわけで、続けるか続けないかということ聞いているわけじゃない。どう受けとめておられるかを聞いているわけです。企業さんについては、私は調整池も造ってもらいたいと思っていますよ。あなた方が調整池も造らんであんな広い所を開いて、あなた方が水害を招いているんですよ。ですから、企業に調整池を造ってくれと言ってもいいですよ、当然。工水の話じゃない、責任の問題を言っているわけです。これから企業誘致が中心課題だというふうに言うんだったら、まずそこを反省しないと先に進めないでしょう。あなたの場合は施政方針演説で真ん中にこの企業誘致が書いてあるのに、いやそれだけじゃない、中活もありますとか、何を今頃泣き言を言っているのかと言いたいですよ。この4年間は何だったのかということになりませんか。この責任はどこにあるんですか、工業用水のほうの。

企業誘致推進室長

工業用水の使用の問題につきましても最先端で企業さんとお話して、企業誘致に努めておる企業誘致推進室の室長としまして、その責任につきましては非常に痛感をいたしているところでございます。

川上委員

鯉田工業団地にあなた方は命をかけてきたんだけど、ここへ工業用水は何トンぐらい供給できるようにしているんですか。

産学振興課長

鯉田工業団地のほうには工業用水は引いておりません。

川上委員

企業誘致のためにつくった工業用水でしょ。その水を使わない所にわざわざ工業団地を造ったわけですか。工業用水を使わない所に、もうありあまってしょうがない、赤字も抱えている、借金返済に税金を投入しているところにその水を使おうというふうに監査委員も繰り返し言っているのに、それを使えるように工業団地を造るんじゃなくて、使わない所に工業団地を造ったわけですね。そういうことですか。

産学振興課長

工業用水の配水する地域でございますが、これは潤野工業団地、後牟田、それから津島工業団地、目尾工業団地というところに配水するようにいたしております。鯉田工業団地のほうには、この工業用水を配水するようにはいたしておりません。

川上委員

わかったでしょう。

経済部長

いま企業誘致推進室長がお答えしましたが、鯉田工業団地のほうにこの工業用水を新たに整備というか、水を配水するということになりますと、また新たな整備費用がかさみまして、現状のこの会計をより以上圧迫するという判断がございました。そういった中で鯉田のほうには引いておりません。

川上委員

空気が読めないのかな。鯉田工業団地を開発するという選択が間違っているのではないかと。もともとあなた方が企業誘致を市の中心テーマに位置づけるというのであれば、工業用水を給

水するエリアの中で問題を組み立てていくんでしょう、もともと。それなのにわざわざ工業用水がないところに、三菱マテリアルの土地を、工業用水が送れない所を選んで、しかも土地はボロと。

副市長

私も一番当初の計画のときに携わっておりますが、そのときには鯉田工業団地を仮に造ったときに、当然工水を、ただ企業さんが水をたくさん使う企業なのか、使わない企業なのかということで、あらかじめ今の、先ほどいいます潤野のほうから持ってくるとそれなりの費用がかかると。であれば、名古屋事務所を早く開設したのは、でき上がる2年ぐらい前からもう開設して誘致活動を事務所を構えてしたと思うんですが、そのときに水がいるということであれば、別な方で、例えば庄内のもとと閉鎖したあれからすればいいとか、いろんな考え方があったわけです。だから、初めから工業用水を検討していないということは決してありません。ただ今の遠賀川を渡してくるには、それなりの費用がかかるであろうということで、そのときははっきり水をたくさん使う企業が来た場合は当然それなりの対応をしようということは考えたわけです。ですから、そのときはまだ、いろいろな考え方があります。もともと問題になっております産水の考え方について従前から飯塚市の大きな課題、ただ、企業を誘致する上では工水はありますよ、あるいは下水道の整備が届いております。これは非常に大きな、誘致活動をするには大きな武器になるということで、残してきた経過というのがございます。ですから、鯉田にたくさん水をどうしても使うという、最近では普通の水を、たくさん水を使われる企業さんであっても、自分のところでそれなりの能力を持ってはじめから設置される場所もございます。ただ、どうしても工水がほしいということであれば、当然考えなきゃなりませんし、その対応はもともとするようにしておりました。そうした場合多少の経費が発生すると思いますが、そういうことは考えて、当初から頭の中にあっておりました。それと企業誘致をする場合も飯塚市の云々と言われますが、やはり、今でも企業誘致というのは飯塚市の一つの柱であろうと。やっぱり働く場所がないと定住人口は増えないということは、これはもう質問者の十分承知の上だろうと。そうすれば街中のにぎわいとか、商店街も活性化すると、それはずっと波及効果はあると思います。ですから、やはりこの企業誘致活動というのは今後もですね、もちろん自動車産業にこだわる必要はないというのは、その後多少、変更はあったかと思えますけども、やっぱり今後も大事に取り組んでいきたいというふうに思っております。

川上委員

反省が見られないわけですね。この工業用水は供給エリアがそもそも決まっているわけじゃないですか。だから、そのエリアで企業誘致活動を行うというのが基本なんでしょう。それなのに、あなた方は工業用水のエリア外の所に実質無償譲渡とか言われてその気になって公害賠償責任付で土地をもらって25億円もつぎ込んで、そしてなおかつ黒岩・堤田線を造るとかかって2億円も3億円もつぎ込もうとしているわけでしょう、今年度予算で。この計画が当初出たときに、交通アクセスがいいですよと、交通の便がいいですよと、どこがいいんですか。鯉田・中線もできますよと、いつですか、平成20年です、20年代の終わりまでにと土木は言っていたじゃないですか。それでも宮若のほうはどうなるかわからないんでしょう。そして、あなた方、これをいつ作ったんですかね、この宣伝は。22年7月現在の人口が書いてありますよ。こう書いているんですよ。緑地環境施設の設置義務なし、関係の担当おられますかね、工場立地法上の特例団地だと。緑地は造らんでいい、環境施設の設置義務はない。書いているんですよ。それから公共下水道完備、交通アクセス良好と書いているじゃないですか。何でこんな新しい道を造らないといけないんですか。午前中に黒岩・堤田線の説明がありましたね。これにはそんなこと書いていない。なくても交通アクセス良好と書いているじゃないですか。交通アクセス良好は事実ですか。お尋ねします。

産学振興課長

いま私は手元にパンフレットを持っておりませんが、そのパンフレットの交通アクセスの良さというのは国道200号、201号、飯塚市の中で通っております。そして、そこからいわゆる空港、あるいはそれぞれ港、こういった所へはそれぞれ1時間以内に行ける、40分から45分で行けるというふうな表現をしていたと思いますけども、そういうことで福岡県の中央に位置して、どの方向へ行くにも非常に便利がよく、それから高速に行くにしても20分程度あれば高速に乗れるというようなことで、交通の便が良いというふうにそれに記載をいたしております。

川上委員

そんなことは書いてないでしょう。表紙に距離と所要時間を書いているけど、ここには交通アクセスが良いとか何も書いてないですよ。裏の工業団地の全景、こうしてよく見てみると、ギ口を改良したところが黒く分かりますね、すぐ。言わなくても見たら分かるじゃないですか。それで、この中に交通アクセス良好と書いてあるんですよ。良好だったら黒岩・堤田線は要らないでしょう、2億円も3億円もかけて。そういうことを聞いているわけですよ。ですからよく考えてみてください。あなた方は企業誘致の土俵にしていた工業用水の供給エリアの外に、そして交通の便の悪い所に、大型トラックとか入りにくい所に2億円も3億円もかけて改善しなければならない所に、しかも軟弱地盤が広がって20何億円もかけないと使えないような土地を、三菱マテリアルから無償譲渡だと言われて、実質、鉍害賠償責任つきでもらった土地ですよ。この土俵の上で、飯塚市が全力を挙げて企業誘致活動ができますか。だから舞台を回さなくてはいかんわけでしょう、企業誘致というなら。3年前に私が鯉田工業団地の開発は危ないんじゃないかと市長に言いました。そのときに2回だけ市長と意見があった。1つはまだ市内に良好な眠っている土地があるんじゃないかと、それを考えたかどうかということ言われた。それはそうでしょう。それから2つ目は自動車産業だけじゃなくて、東村山のことも言われて、自分が見てきたと言われて、若い頃ね、その町が終わったとも言われたでしょう。だから特定業種だけでまちをつくっていくと大変なことになるということは分かっています。地元で根差したものがいいんじゃないと言われた。だから心の中で拍手を送りました。しかし実際やってきたことは逆のことをやってきた。だからこのように振り返ってみると、本気で飯塚市で定住促進のために雇用確保が必要というなら、いくつか農林業、商工業、商業、何とこのまちを呼んでいいか分からないかということはないんです。昨日も言いました。商都なんですよ。それを農林業が分厚く支えていくと、流通のまちにもなるかもしれないけども、誘致企業のまちで発展したものはない。学園都市でまちが発展した経験もないんですよ、全国的に。だから企業誘致というなら、土俵を据え直さないといけない、考え方を変えないといけない。その中で最も重要なことを今から言いますが、この土地の問題なんですよ。まず調整池、改良が必要ですね。この下に石炭を掘った後の層が4層走っている。これについては否定されました。石炭が詰まっていると言われました。その後調査されたと思います。どうでしたか。

土木建設課長

その後調査はいたしておりません。

川上委員

そうですね。それから鉍業法109条に基づいて飯塚市と三菱マテリアルの売買契約第9条があろうとも、最終鉍業権者である三菱の鉍害賠償責任は逃れられないという指摘をしました。これについては前の都市建設部長が答弁された、三菱は絶対に逃げられないと、2度言われたことも紹介して言ったわけです。この民間の契約、この9条と鉍業法109条、どちらが上位にあるか調べられましたか。

総合政策課長

調べておりません。

川上委員

市長、こういう状況で本気で鯉田工業団地に企業を呼び込むとか、あり得ないですよ。飛行船ならいいと言ってるんですよ。重さが0だから。しかし、こういう状況の中でまじめに研究していない。本当に企業誘致をここでやる気があるかどうか問われる。私はここを軸に企業誘致を展開するのはあり得ないと、一部問題のない土地がありますよ。第2区画ぐらいですよ。安心して企業に来てもらって、事故が起こらず市が責任をとらんでいい所は。しかし調整池が危ない。調整池は出口ですよ。出口が違う所ならいいですよ。調整池の横を通って行かないといけない。この調整池は破れる可能性がある。そうするとこの鯉田工業団地に飯塚市の未来を託して、貴重な幹部をこれから先投入するわけにいかないと思います。じゃあ鯉田工業団地をどうするのかと、この造ってしまったものを。市長は責任を負えないんだとかねがね言われています。そうでしょう。それで考えてもらいたいのは、工業法第109条との関係で三菱が最終鉱業権者であって鉱害賠償責任を逃れられないこと、それから三菱マテリアルが十分な経済的体力を持っておることなどによって、飯塚市は三菱マテリアルに対し、飯塚市が投入したお金以上で、有償で受けとれと、そして安全に管理してもらいたいと、この安全に管理してもらいたいというのは調整池について三菱の責任で安全を確保するという事なんです、最終鉱業権者だから。こういう話を三菱マテリアルに持っていきませんか。そしたら25億円使えるでしょう。いずれにしても、その立場から一度三菱マテリアルに会って、話をしたらどうですか。秘密裏にじゃなくて、堂々と。三菱の個別企業にここに来てくれ、あそこに来てくれということではなくて、全部三菱で処理してくれということとは言えないのか、市長にお尋ねします。

副市長

もともと鯉田工業団地についての基本的な考え方が違うようでございますので、正直言って意見は合わないだろうというふうに思っております。ですから今ご提案いただいている件についても、飯塚市としては全く考えていませんし、そういう申し出をしようとも思っておりません。

川上委員

買い取りを求めることについては全く考えないということですね。それは分かりました。恐らくその考え変わるかもしれません。じゃあ金銭付きで土地を交換したらどうですか。三菱の優良土地があるでしょう。もともとそこならどうかという提案が市民の間からもあったじゃないですか。鯉田小学校の付近とか他にもいい所があるかもかもしれません。そこと交換したらどうですか。当然こちらのほうが投入したお金が多いから、お金をもらわないといけませんよ。広さと有効性によってかみ合うなら、お金は要らないかもしれないけど。現状においてはお金をもらって土地交換と、これなら三菱は受けるんじゃないですか。今まで三菱がいくらでも市にそういうことを言ってきたんだから。どうですか。この交換を申し入れませんか。

副市長

正直言いまして、そういうことは現実的には、私が逆に三菱だったら受けないですね。ですから、そういうことは現実的には考えられないと、私の頭の中では、正直申しあげまして。ですからなかなかその辺が質問者とかみ合わないかなというふうには、聞きながら思っております。そういうことは理論上は考えられるでしょうけれども、現実的には難しいだろうと思えますし、そういうことは考えておりません。

川上委員

川上委員、予算から外れております。もう答弁がかみ合わない形になっておりますので。

川上委員

議会がこういう無茶苦茶なやり方に対して、議会の多数が賛成してきた。提案までしてきたわけですよ。だからあなた方は安心してこういうことやってきたかもしれないけれど、もう反省すべき時期を迎えてるんだから、共産党の川上が言うようなことは、私の頭ん中にはかけ

らもないってことでしょうけど、いま言ったんだから、初めて提案したんだから、少し温めて考えてみてください。明日にはもう三菱には伝わるでしょうから。そういう手もあったかと、まあ思った通りと言うかもしれませんが。飯塚市にとって25億円というのはとんでもない額なんです。だから仕組み債でみんな腹をかくんです。裁判を起こすと言っているでしょう。ところが三菱マテリアルにとっては何ということもないんです。もともと三菱マテリアルは鉱山保安法の改正とか土壌汚染防止法の改正などにあたり、事業リスクを避けるために手放したんでしょう。有価証券報告書にも書いてるじゃないですか。だから冷静になって考えてください。利潤も追求したいでしょうけど、地域との共存ということもあるじゃないですかということゆっくり話せばいい。1ヘクタールずつ売るより三菱にまとめて買ってもらうと、しかも体力はあるんだから。そしてあとは安全に管理してもらうと。これは私は一番いい解決策ではないかなと思います。その点ではこの土地がいかにかボロかということと言わないといけない。三菱は百も承知ですから。そこで企業誘致にいきますけど、名古屋事務所は撤退してくるんですね。飯塚市本庁を軸に展開すると、目標はないと。何人のスタッフで取り組むんですか。

財務部長

組織の関係ですので、私のほうでお答えさせていただきます。現在部長を含め5名で対応していますのを、4名の予定で考えております。

川上委員

市長ご存じでしたか、そういう縮小体制をとることについては。有能な幹部を充てるので人間は縮小しても大丈夫ということかもしれませんが、施政方針の内容とは随分かけ離れた実態ということがわかりました。

次にですね、「人権同和関係事業（教育を含む）と団体補助金について」です。平成23年度の人権同和関係の予算総括が提出資料にありますので、これを説明してください。

人権同和推進課長

資料の人権同和对策事業の決算総括表であります。平成23年度予算につきましては歳入総額が6106万円、歳出合計が2億9568万3千円、一般財源につきましては2億3462万3千円でございます。

川上委員

3億円を投入するということなんですね。そのうち部落解放同盟と同和会一部幹部の主に人件費となる補助金はいくらですか。

人権同和推進課長

平成23年度予算につきましては部落解放同盟、先ほど申されましたように、人件費を含む部落解放同盟に対する補助金が3210万円。全日本同和会につきましては257万円それぞれ前年度比で13.2%ほどを削減した額で予算計上しています。

川上委員

合わせると、3580万8千円と微妙な数字なんですね。それで、合併後、この人権同和関係予算は総額いくら使ったのか。また平成23年入れると使う予定か。また、同じく団体補助金はいくらになるのか、総括事業を参考に聞かせてください。

人権同和推進課長

まず今手持ちで資料として、合併後平成18年度から22年度までの5年間を集計した資料を持っていますので、18年から21年までは決算です。22年度につきましては予算ベースで積算いたしておりますことを事前にお断りしておきます。まず部落解放同盟5年間の補助金総額が2億2838万円、これ千円単位でございます。全日本同和会につきましては5年間で1975万1千円、合計いたしますと2億4813万1千円です。同和对策事業の23年度分は先ほど申しましたが、18年度から22年度までの合計ですが、歳入につきましては2億6607万2千円、歳出合計でございますが15億7906万2千円、これを差し引きますと

投入した一般財源になるわけですが、13億1299万円、これが22年度までの金額でございます。これに先ほど申しました23年度分が加わるということです。

川上委員

いま答弁のありました、合併後の平成18年度決算、19決算、20決算、21決算、22予算でいくら使ったかというのと15億7千万円と、工業団地が1つ建つくらいですね。団体補助金は約2億5千万大半は人件費に消えていってるわけですね。実は、これとは別に隠れた応援があるんですよ。NPO人権ネット飯塚、理事長は元の飯塚市協の委員長なんですよ。飯塚集会所の部屋を2つ使ってますね、理事長室というのがあるんですよ。自分の部屋があるんですよ、市長室ほど広くはないけど。隣に事務室があるわけですね。理事長室を見せると言ったら見せないわけですよ。どうしてと聞いたら、「物がなくなったら困る」とか言われて。そう言わないで見せてくださいよと言ってみたんですけど。物がなくなったら困ると言ったのは市長の部下が言いました。それで、合わせると3億7400万円ということになるわけですよ。もう大半が人件費です。幹部に行く人件費に動員費とか何か旅費とかね、何とか手当てとか、あえて人件費と呼べばもうほとんどお金ですよ。この金が3億7400万円。同和行政に関して行政の補完をしておるといことなんですよ。すごいですね。どういう補完行為をもらったのか、平成23年度どういう補完行為をしておらおうと思っておるのかね、お尋ねします。

人権同和推進課長

質問に対しましてお答えする前に、先ほどの部屋をご覧いただく際に同席したのは私でありまして、私は「物がなくなる」ということは言ってないと自分自身は理解しております。補助金につきましては、人権同和問題の解決に向けた自主的な研修、啓発、地域活動、補助事業や就労対策等の国との交渉などの実績を踏まえて、人権同和問題の解決に向けての社会的活動を行っている団体であれば、行政の補完業務としての公益性があるため交付しているところでございます。

川上委員

人権同和推進課長から指摘がありました。それは言ってないということのようですので、それはね、保留しておきましょう。調べてね、話し合ひましょう、公式のところ。

でもね、質問には答えていない。そういうふうはこの補助金をもらっている団体に平成23年度はどのような行政の補完行為をもらおうのかということ聞いてるんですよ。

人権同和推進課長

いま平成23年度の補完業務につきまして、先ほどもご答弁いたしました、重なる答弁で大変失礼かとは思いますが、人権同和問題の解決に向けた自主的な研修、啓発、地域活動、補助事業や就労対策事業等の国との交渉の実績等を踏まえて、人権同和問題の解決に向けての社会的活動を行っている団体であれば、行政の補完業務としての公益性があるということで交付しているところでございます。

川上委員

企画調整部長、きちんと答えてください。どういう補完行為をもらおうのか。

企画調整部長

いま担当課長が申したとおりでございます。

川上委員

あなたは私の質問に対して、人権同和推進課長が答弁した意味がわかるんですか。私はわかりませんが、あなたはわかるんですね。わかるんなら解釈してください。

企画調整部長

担当課長が申しましたように、人権同和問題の解決に向けた自主的な研修、啓発や地域活動等を積極的に展開している団体でございますので補助金を交付いたしております。

川上委員

それ日本語じゃないでしょう。平成23年度にどういう行政の補完行為をしてもらうのかと聞いているじゃないですか。あなたはどういう答弁しました。何なんだから補助金出しましたでしょう。その、あえてそういう答弁をしているんでしょう。それしかないということでしょう。もう時間かかりますよ。

まずね、住宅新築等貸付資金、あなたの担当でしょう、その償還返済業務は、3億円以上の滞納を解決の方向に向かわせきれずに来てるでしょう。事務を移管してはどうかというのに、あなたが抱き続けておるでしょう、手放そうとしないでしょう。ずっと部落解放同盟に相談したらどうですかと、行政に補完行為をってもらうのにこれだけ大金を渡してるんだから。これは23年度については何か協力してもらうことがあるんですか。

企画調整部長

特別会計である新築資金等貸付につきましては、答弁はさせていただきます。その中で質問委員から所管部署の件でお話がありました。それにつきましては当然内部では協議をいたしまして、所管部署の変更につきましても関係部署と協議を行っているところでございます。なお、約3億円の滞納がございますが、これにつきましても法的手続も含めた中で担当課の中で種々努力いたしております。

川上委員

答弁をしないというつもりですね。ですから、この分野では何ら行政の補完行為を求めているということですね。じゃあ市営住宅340戸あなた方があると言っている旧同和住宅ですね、この入居を推薦してもらうようになってる。これはあなた方が期待している行政の補完行為の1つですか。

企画調整部長

補完行為の1つではございません。

川上委員

どうしてですか。あなた方が直接入居資格を持つかどうか、審査できないから身元調べを部落解放同盟に頼むんでしょう。そうやって特別推薦状を出してくださいと言うんでしょう。差別行為の始まりをあなた方が解放同盟に頼むんですよ。それは、あなた方が行政の補完行為として求めている内容じゃないんですか。違うんですか。

企画調整部長

所管課ではございませんので、ちょっとよく分かりませんが、確認はお願いをしております。ただし補助金の交付に当たりまして、行政の補完という位置づけはいたしておりません。

川上委員

あとは何がありますかね。自主的な地域活動と言われましたね。自主的な地域活動は行政の補完行為ということになりますね、あなたの頭の中では。部落解放同盟の自主的な地域活動が、どうして行政の補完行為になるんですか。少し分かるように説明してくれますか。

人権同和推進課長

自主的な研修、あくまでもこれは同和問題に限定するわけでございますが、同和問題につきましては運動体、被害者の団体でございます。被害者の団体、会員も含めるという形で、それ以外の方もおられますが、そういう方々の差別を受ける、泣き寝入りという言葉が正しいかどうか分かりませんが、そういう形で被害を受けても被害に気づかない、また我慢してしまう。そのことによって病気になったり、亡くなったりということは古い時代からっております。そういう中で十分自分たちの自覚・認識、そういうものを十分知らしめる、理解させる、そういうことで差別を受けることは間違いであるということでの自主研修、そういうものも行政もお手伝いする行政の責務の中の1つとして、差別を受ける側はそれが差別であるという認識を

する。また差別をするものはそれが間違っているということをきちり理解させるということは行政がかかわるべき業務であると思いますので、そういう形で業務の補完の1つであるという認識に立っております。

川上委員

企画調整部長も同意見ですか。

企画調整部長

同じ考えでございます。

川上委員

市長、分からないですね、何を言ってるか。分かります。分からんでしょう。分かるはずがない。部落解放同盟中央が言ってることを言ってるだけです。これは部落解放同盟の運動なんですよ、全国的にやっている。自分たちの団体の運動なんですよ。これが何で行政の補完行為なんですか。どうして市民が税金で支えないといけないんですか。しかもよく見てみると、運動に金が使われていない。その人たちの生活費に使われてる。そのためだけに使われていると言ってもいいですよ。そして行政の補完行為どころか、本市行政を歪めているじゃないですか。旧伊岐須会館のことを1つ挙げててもそうですよ。市政の根幹にかかわる問題で歪めている。それをあなた方はありがたがって行政の補完行為と言っているに過ぎない。こんな行政をいつまで続けるんですか。齊藤市長が5年前に部落解放同盟飯塚市協と選挙協定を結んだ。しかしもう終わったじゃないですか、1期は。未来永劫の協定ではないでしょう。そういう協定があるにもかかわらず、齊藤市長は部落解放同盟の補助金の問題について、どうかと思うと指摘して、是正を図らせたじゃないですか。一定の前進はあった。しかし根本のところでは部落解放同盟の一部幹部の言いなりという姿勢は変わっていないわけです。これをいつまでも続けていると、誰もが住みたいまち、齊藤市長が掲げてるスローガンのまちづくりというのは難しいと思います。透明性や公平性、それからむだ遣いにもかかわっていくものだと思うので、これについては厳しく指摘して質問を終わりたいと思います。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

2点だけ簡単に。今回の予算案で合併特例債の適用範囲が拡大したところが多く出ておりますけれど、その合併特例債が従来よりも適用範囲を広げられて使えるようになった額がいくらなのか。それと浸水対策がなされておりますけれど、これは土木費や農林費で出ておりましたけれど、5年間で23事業、61億円を使って浸水対策をするというふうになっておりますけれど、この中で重複するかと思いますけれど、合併特例債の適用が認められたから、このような浸水対策を61億円もやれるようになったんだと思ってますけれども、その適用額がどれくらいになったのか。範囲を広げてですね。従来じゃなくて、適用が広げられて、その浸水対策が行われるようになったのか。概算でも結構ですので、お願いします。

財政課長

まず適用範囲の緩和がありまして、合併特例債の対象に新たになった事業につきましては予算資料の4ページに市債の内訳を書いておりますが、その中でご説明いたしますと、市債総額の中で黒丸の5つ目になりますが、清掃施設整備事業債、これは清掃工場の電気機械設備等の更新事業ですが、それが3億440万円、その下のし尿処理施設整備事業債、これは環境センター等の施設設備の更新事業に使いますが、これが7290万円、それとその3つ下になりますが、浸水対策事業債、こちらが1億2870万円、合計で5億600万円になります。

土木建設課長

61億円で浸水対策短期事業を23事業、計画しております。その中で公共下水道の補助事業の部分が2事業あります。その部分の補助金、それから企業債9億4500万円、残りの

51億5500万円が特例債と予定しております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、総括質疑を終結いたします。

以上をもちまして「議案第9号 平成23年度飯塚市一般会計予算」に対するすべての質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

今から詳しく討論するのは避けて本会議で行いたいと思いますが、いくつか重要点について述べておきたいと思います。

私が反対する理由の第一は、今回の一般会計予算案には子ども施策について、若い子育て世代をはじめとして、住民の願いが一部反映していることは認めるものでありますが、例えば強引に値上げしたごみ袋、高すぎるごみ袋を引き続き押し付け、また払いたくても払えないほど高く、国民健康保険証が取り上げられるほど高い国民健康保険税の負担軽減のために財政支援をすることもなく、保育料や児童クラブ保育料も高いまま、風呂付きの各地の福祉センターに対する市の責任を放棄するなど、住民負担を増やしサービスを切り捨てるところに基調があるからであります。

2点目は財政が大変と言いながら、大変な無駄遣いを重ねてきた鯉田工業団地に関連して、新たに黒岩・堤田線などアクセス道路を造るという名のもとに多額の無駄遣いの予算計上があるわけであります。その一方で明らかになったように、飯塚市にとって重要と施政方針でも言われた企業誘致についてはまともな展望もなく、体制も縮小していくと。位置づけそのものが誤っていると思うからであります。

3点目には、部落解放同盟一部幹部の言いなりとしか言いようのない行政運営、市政運営のもとで、それを反映した予算の計上があるからであります。

詳しくは本会議で述べたいと思います。以上で討論を終わります。

委員長

他に討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第9号 平成23年度飯塚市一般会計予算」について、原案どおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

(挙手、賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

正副委員長を代表いたしまして一言お礼を述べさせていただきます。本特別委員会は3日間の予定をしておりましたが、2日間で審査を終了することができました。これは委員各位並びに執行部の皆様のご協力の賜物と深く感謝をいたしております。

さて、委員会審査の中で各委員から指摘なり要望が多々あっておりましたが、執行部におかれましてはこの意を組んでいただき、市民福祉向上のため、また市政発展のためにご尽力いただきますようお願いをいたします。

簡単ではございますが、お礼のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございます。

(拍 手)

以上をもちまして、平成23年度一般会計予算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。